

第3期
舟形町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
山形県舟形町

《 目 次 》

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	4
3. 他計画との関係	4
4. 計画期間.....	5
5. 計画の策定体制と町民意見の反映	5
6. 県や近隣市町村との連携.....	6
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	7
1. 本町における人口と子ども人口の状況.....	7
2. 子育て家庭の状況	9
3. 就労状況.....	13
4. 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	17
5. 子育て支援に関する環境の状況	22
6. 第2期舟形町子ども・子育て支援事業計画の進捗評価.....	26
7. 本町における課題の整理.....	43
第3章 第3期舟形町子ども子育て支援事業計画の基本的な考え方	47
1. 計画の基本理念	47
2. 施策立案の視点	48
3. 基本目標.....	49
4. 施策体系図.....	50
第4章 子ども・子育て支援の事業展開.....	52
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	52
2. 児童人口の推移・推計.....	53
3. 教育・保育事業の二一ズ量の見込み（総括）	54
4. 教育・保育事業の二一ズ量の見込み	56
5. 地域子ども・子育て支援事業の二一ズ量の見込み	60
第5章 次世代育成支援施策の展開.....	71
1. 社会全体での子育ての支援	71
2. 母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進	76
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	79
4. 子育てを支援する生活環境の整備	81
5. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援.....	83
第6章 計画の推進体制.....	86
1. 子ども・子育て支援事業計画の普及・啓発.....	86
2. 住民参画による計画の推進	86
3. 庁内計画推進体制の整備.....	86

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の子育て環境については、少子化の進行とともに、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化が進み、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難となっており、ライフスタイルの変化等も影響し、課題がより一層複雑化・多様化するなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。そして、近年では女性の社会進出が進み、低年齢児向けの保育ニーズの高まりも顕著となっています。

そのような状況の中、国では少子化対策を総合的に進めるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。

しかし、出生数の減少が続いたため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」が制定され、さらに児童虐待の発生予防・虐待発生時の迅速かつ的確な対応を明確にした「児童福祉法」の改正などが行われました。

そして、平成31年2月には重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定され、同年5月に成立しました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、全ての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

令和5年には、「こどもまんなか社会」の実現にむけ、こども家庭庁が創設されるのと同時に、「こども基本法」が施行されました。こども基本法の施行に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、こども大綱が策定され「市町村こども計画」の作成が努力義務化されました。

この間、舟形町においては、平成27年4月に「舟形町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後令和2年3月に第2期計画策定（令和2年度～令和6年度）を行い、「子育てするなら舟形町で」を合言葉に子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

このたび、計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状を踏まえ、第2期計画の進捗状況を検証し、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第3期舟形町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」（以下、「本計画」という）を策定します。

なお、本町においては、まずは「子ども・子育て支援事業計画」を更新し「市町村こども計画」については今後策定を検討していきます。

■子ども・子育てに関する主な法律・制度・近年の動向

年	法律・制度等	内容
平成 27 年	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 6.9 万人の保育士を確保。(⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
平成 28 年	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2 %相当の改善。 平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成 29 年	子育て安心プラン	平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等を掲げる。
	保育所保育指針改定	0～2 歳児の保育の重要性や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した保育計画の作成及び評価、子育て家庭と地域が連携した子育て支援の必要性等が明記されている。
	学習指導要領改訂	平成 30 年度から幼稚園、平成 32 年度から小学校で完全実施。キーワードは「主体的・対話的な深い学び」。また、地域資源を活用した預かり保育の推進が明記されている。
平成 30 年	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取り組みの支援。
	新・放課後子ども総合プラン	平成 35 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
	子供の未来応援国民運動	支援情報の発信や支援を行う団体と活動をサポートする企業等のマッチング、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による NPO 等に対する支援。(子どもの貧困対策)
令和元年	子ども・子育て支援法改正	令和元年 10 月より、認可保育所や幼稚園、認定こども園などの利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。
令和 5 年	こども基本法施行	「こどもまんなか社会」(※1)の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設されるのと同時に、子どもの権利を保障するための法律として「こども基本法」が施行された。こども基本法の施行に基づき、こども施策(※2)を総合的に推進するため、こども大綱(※3)が策定された。「市町村こども計画」(※4)の作成が努力義務化された。
令和 6 年	子ども・子育て支援法改正	子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18 歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示された。また、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっている。

■市町村子ども計画について

※1 こどもまんなか社会

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするというものです。

※2 こども施策

新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策(地域子ども・子育て支援事業などを含む)のことです(こども基本法第2条)。

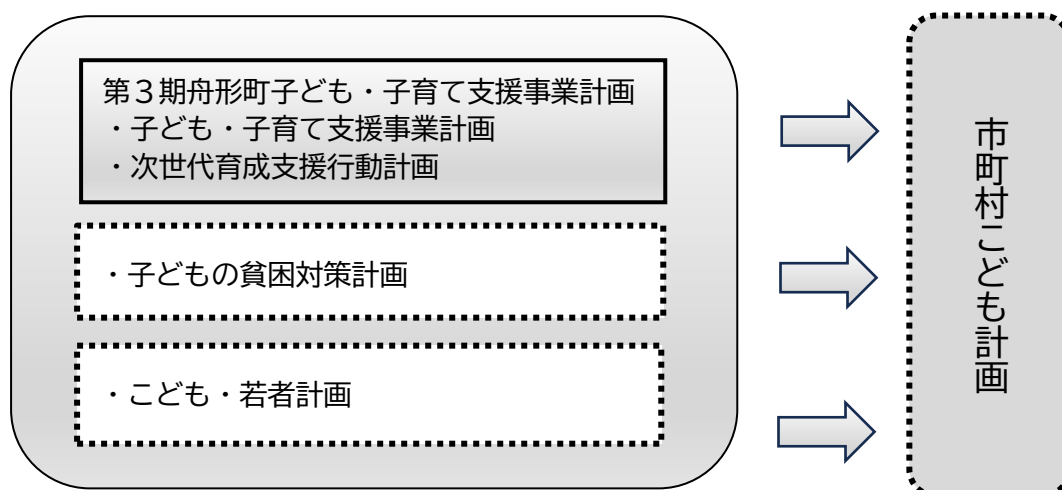
※3 『市町村子ども大綱』における、こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども、若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

※4 市町村子ども計画の作成について

こども基本法第10条(都道府県子ども計画等)において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成することに努めることとされています。

こども計画は、「子どもの貧困対策計画」「こども・若者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」を一体のものとして作成することができます。



2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が 10 年間延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け、一体的に策定します。

■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法

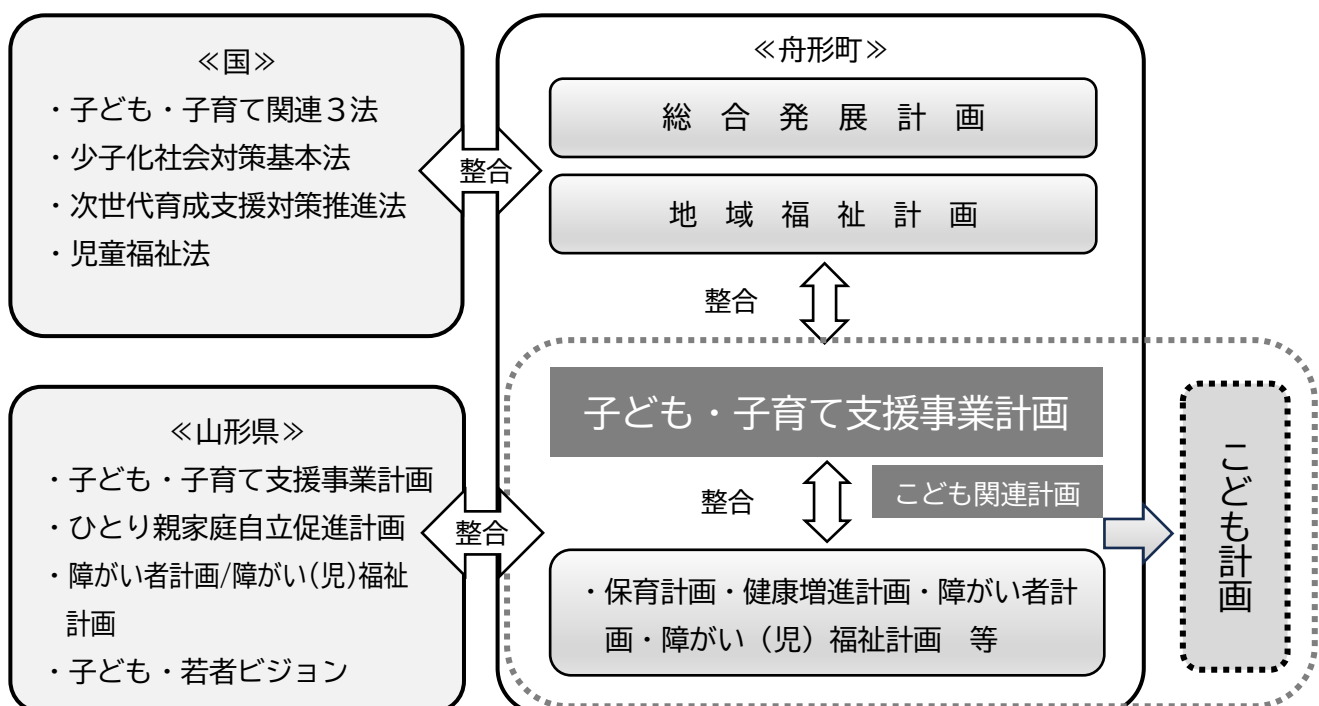
（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 他計画との関係

計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「舟形町総合発展計画」を基本として、「地域福祉計画」「保育計画」「健康増進計画」「障がい者計画」「障がい（児）福祉計画」等の関連計画との整合を図ります。

■他計画との連携



4. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で1期として策定するものです。ただし、計画期間中であっても、必要に応じて中間年度（令和9年度）を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

■計画期間

平成22～26年度	平成27～令和元年度	令和2～6年度	令和7～11年度
舟形町次世代育成支援行動計画 (後期計画)	舟形町子ども・子育て支援事業計画	第2期 舟形町子ども・子育て支援事業計画	第3期 舟形町子ども・子育て支援事業計画 「こども計画」策定検討

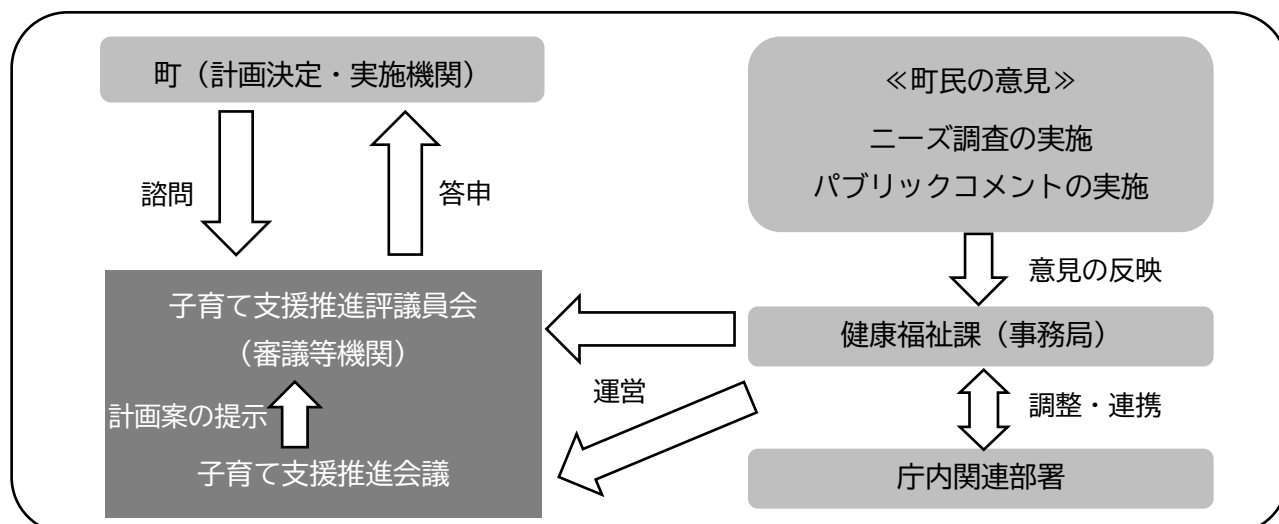
5. 計画の策定体制と町民意見の反映

本計画は、「舟形町子育て支援推進会議」において庁内関係者間の協議・調整を図るとともに、「舟形町子育て支援推進評議会」において、子育て関係者や町民からの意見をもとに策定しました。

また、町民意見の反映については、子育て家庭の保護者に対してニーズ調査を実施し、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援にかかる意向を計画策定の基礎資料として活用しました。

さらに、計画案を町のホームページや町広報紙などを通じて周知し、町民からの意見や要望を収集した上で、必要な意見や要望を計画に反映しました。

■計画の策定体制



■子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

①調査対象者：舟形町内在住の就学前児童及び小学生の保護者

②調査方法：就学前児童—就園児の保護者には施設を通して配布・回収

未就園児の保護者には郵送による配布・回収

小学生—小学校を通して配布・回収

③調査期間：令和6年2月～3月

調査種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	128 件	114 件	89.1%
小学生の保護者	183 件	169 件	92.3%
合計	311 件	283 件	91.0%

6. 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、必要なニーズ量が確保できるよう、事務局が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について連携を図りました。

イラスト 1

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

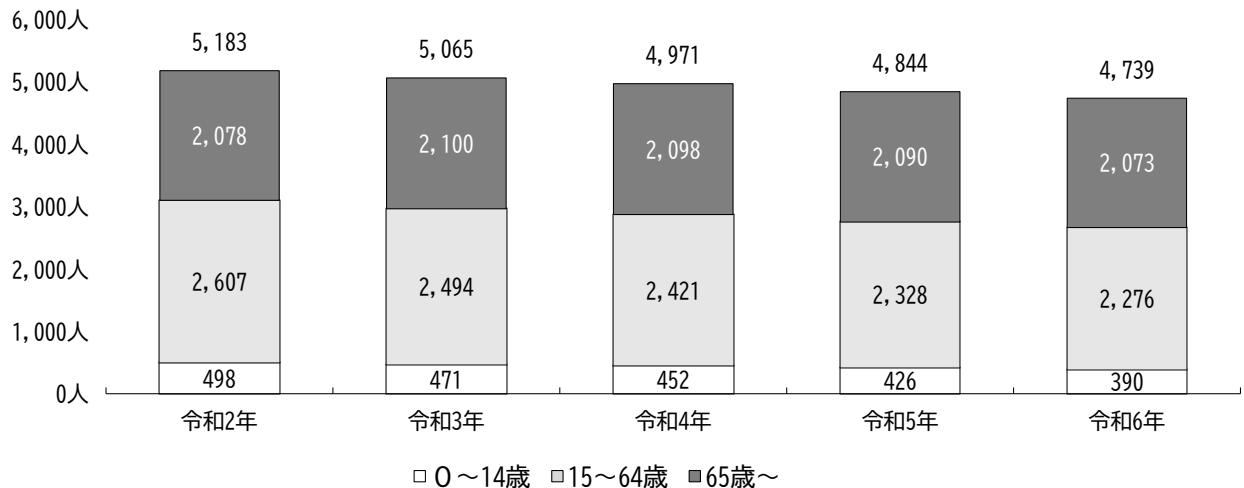
1. 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移【統計資料】

本町の人口は年々減少傾向にあり、令和6年3月31日時点で4,739人となっています。

また、過去5年間の3階級別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は微減、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）で減少しています。

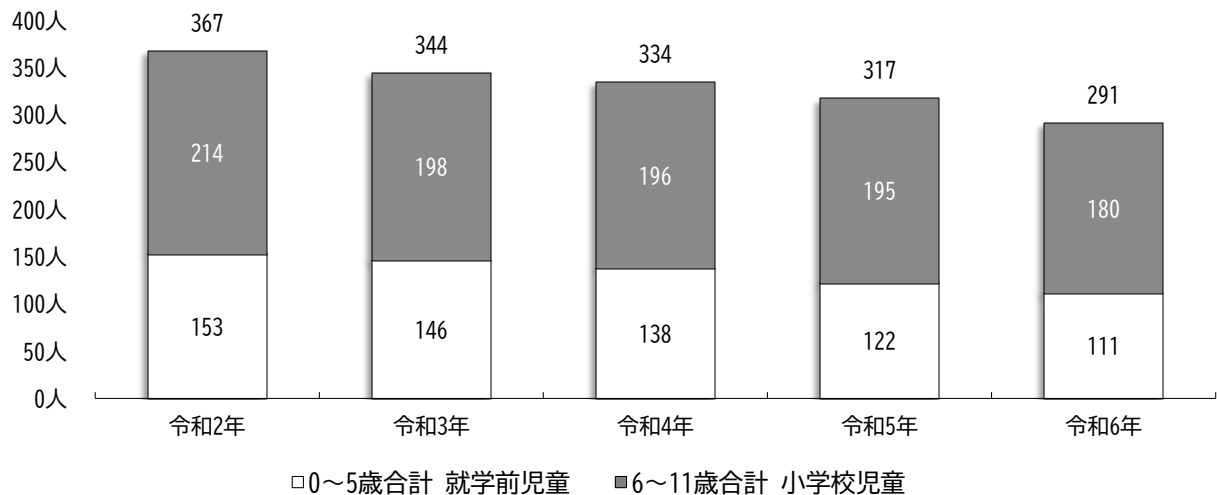
■3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

過去5年間の子ども人口（就学前児童および小学校児童）の推移をみると、年々減少しており、令和6年3月31日時点で291人となっています。5年間の推移でみると0～5歳では42人(27.5%)の減少、6～11歳では34人(15.9%)の減少となり、低年齢の児童数の減少がより進んでいます。

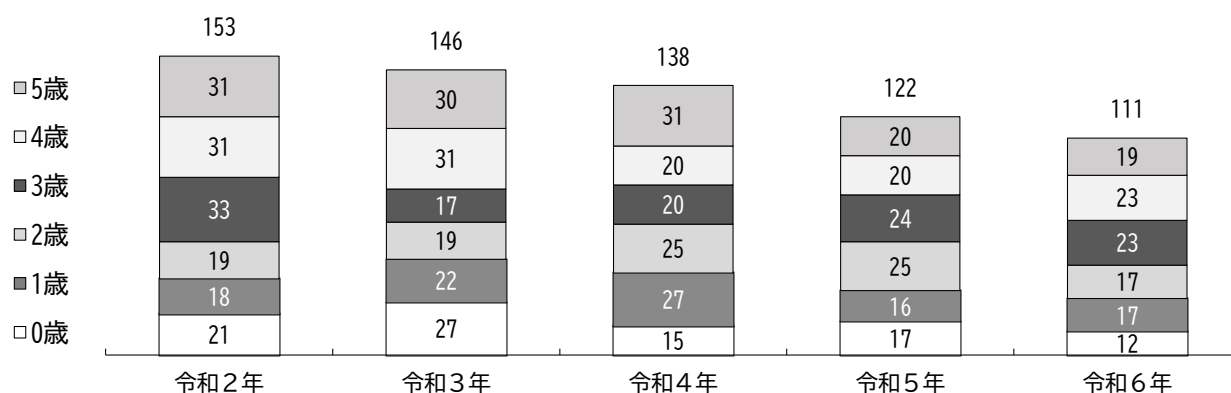
■児童人口と割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

過去5年間の就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、各年齢では増減を繰り返していますが、5年間の比較では、全ての年齢で令和6年の児童数が令和2年の児童数を下回りました。

■0～5歳の人口推移



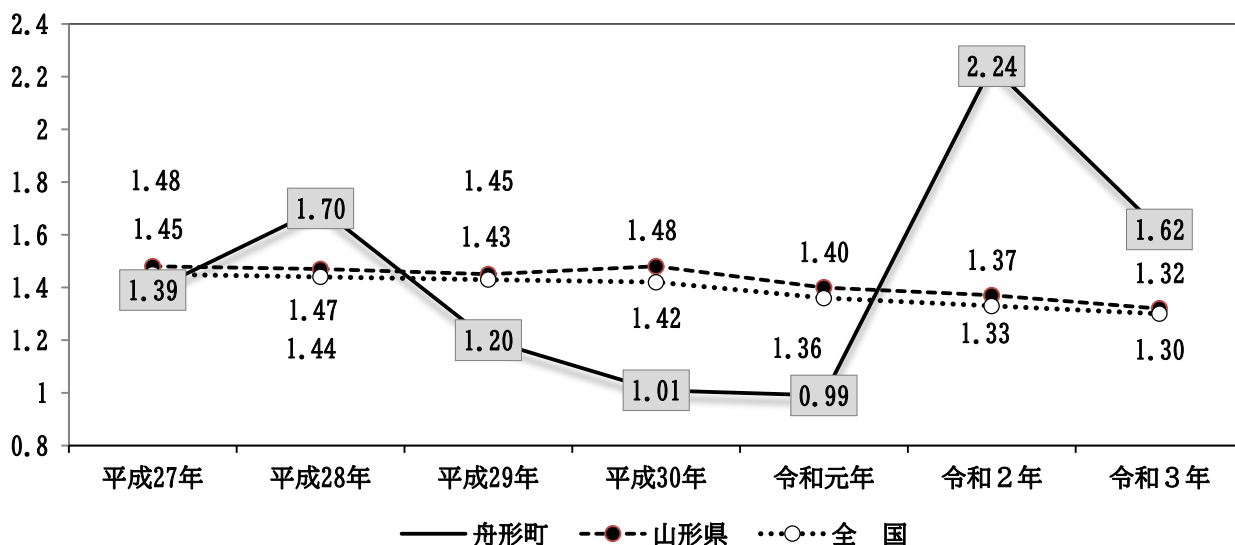
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率【統計資料】

過去の合計特殊出生率の推移をみると、小規模自治体の合計特殊出生率は乱高下する傾向があります。令和2年では2.24、3年では1.62で、国・県と比べて高くなっています。全体としては、国・県よりも低く推移しています。

※合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

■合計特殊出生率の推移



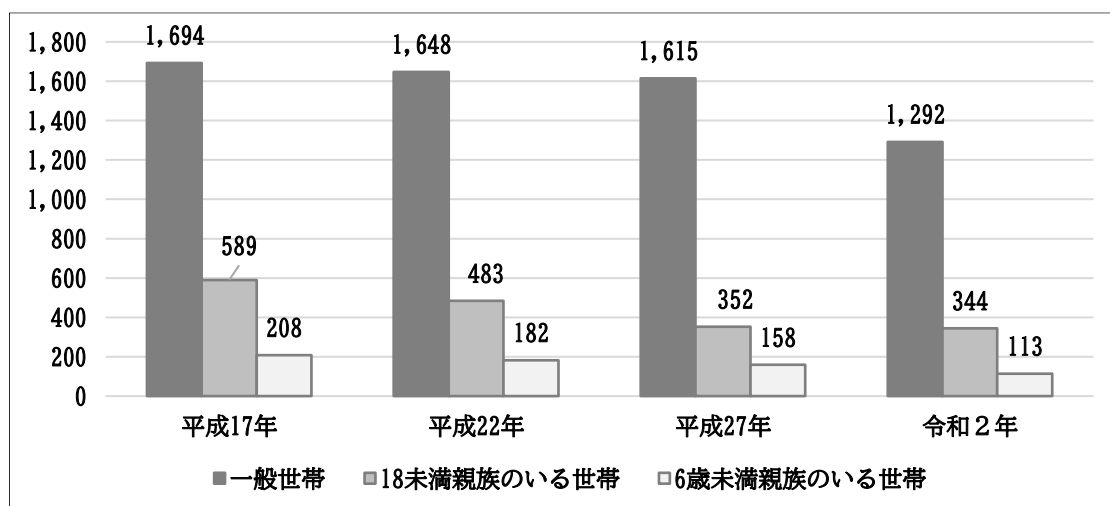
資料：厚生労働省 人口動態統計、健康福祉課

2. 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移【統計資料】

平成 17 年から令和 2 年の世帯の推移をみると一般世帯は減少傾向にあり、そのうち 6 歳未満親族のいる世帯で 95 世帯、18 歳未満親族のいる世帯で 245 世帯減少しています。

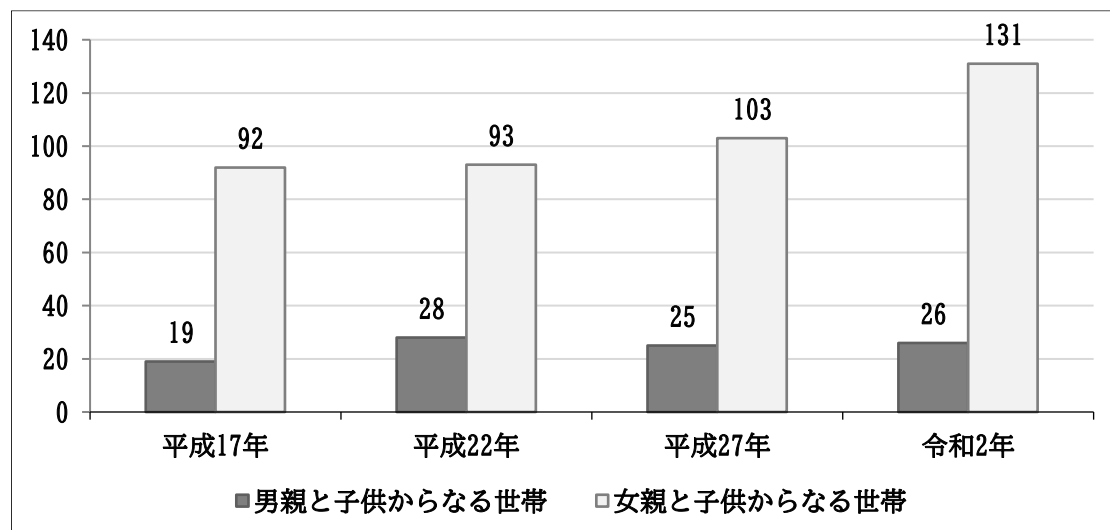
■子育て世帯（18 歳未満親族がいる世帯の推移）の推移



資料：国勢調査（各年 10 月）

また、平成 17 年から令和 2 年のひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成 17 年以降増加しています。一方、父子世帯は、ほぼ同数で推移しています。

■ひとり親世帯の推移

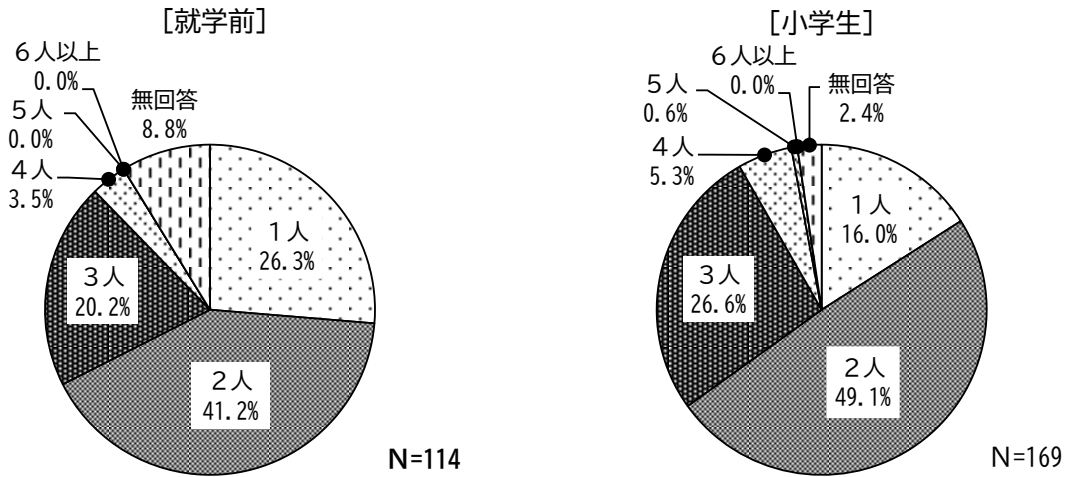


資料：国勢調査（各年 10 月）

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者【ニーズ調査】

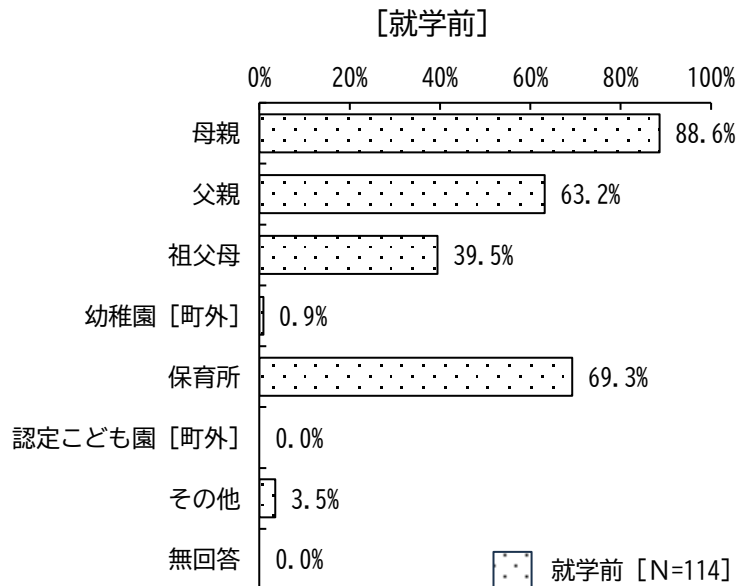
子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「2人」が最も多く、次いで就学前では「1人」、小学生では「3人」となっています。

■子育て世帯の人数[数量回答]



日常的に就学前の子育てに関わっている方をみると、「母親」が最も多く、次いで「保育所」、「父親」となっています。

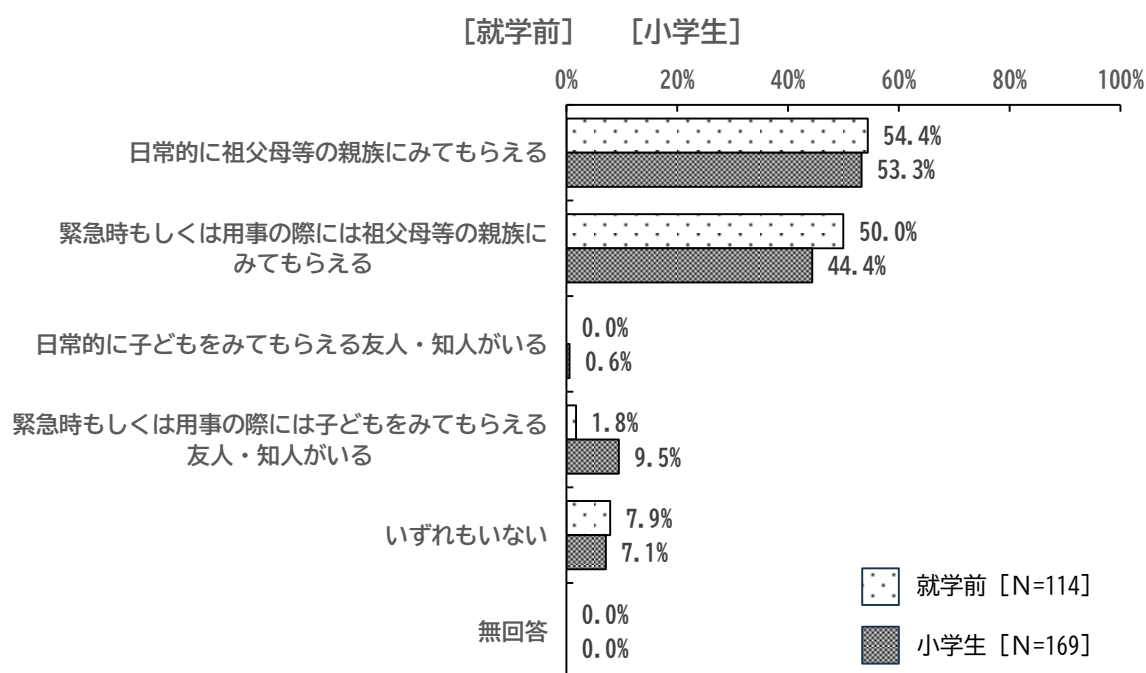
■日常的に子育てに関わっている方[複数回答]



また、子育てを行う中での親族等の協力状況をみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」では就学前が54.4%、小学生が53.3%で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」では就学前が50.0%、小学生が44.4%となっており、前回調査と比べてほぼ同水準となっています。

さらに、「いずれもない」が就学前が7.9%、小学生が7.1%おり、孤立が不安視され、子育てに関する相談や支援の周知の強化が必要となります。

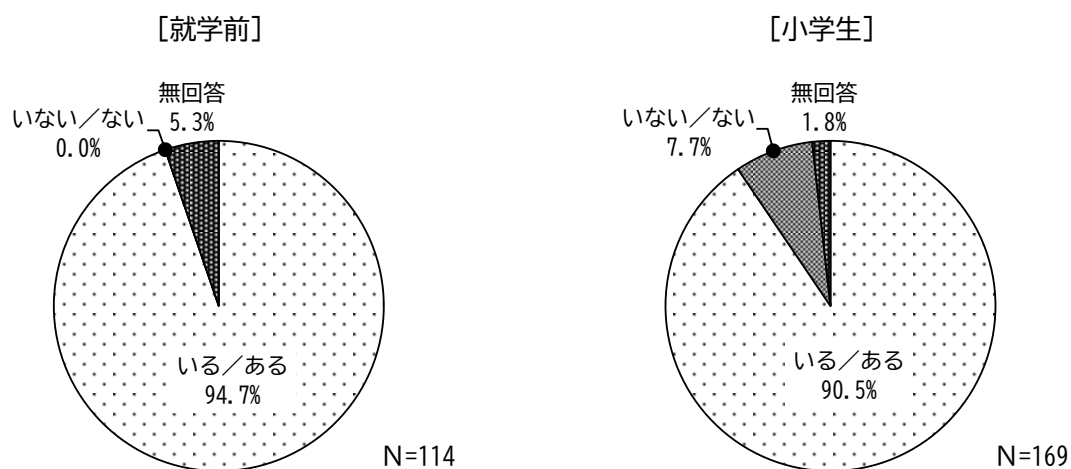
■主な親族等の協力[複数回答]



対象のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所の状況は、就学前児童・小学生ともに「いる／ある」が9割を超えています。

一方小学生で「いない／ない」が7.7%おり、相談や支援の周知の強化が必要となります。

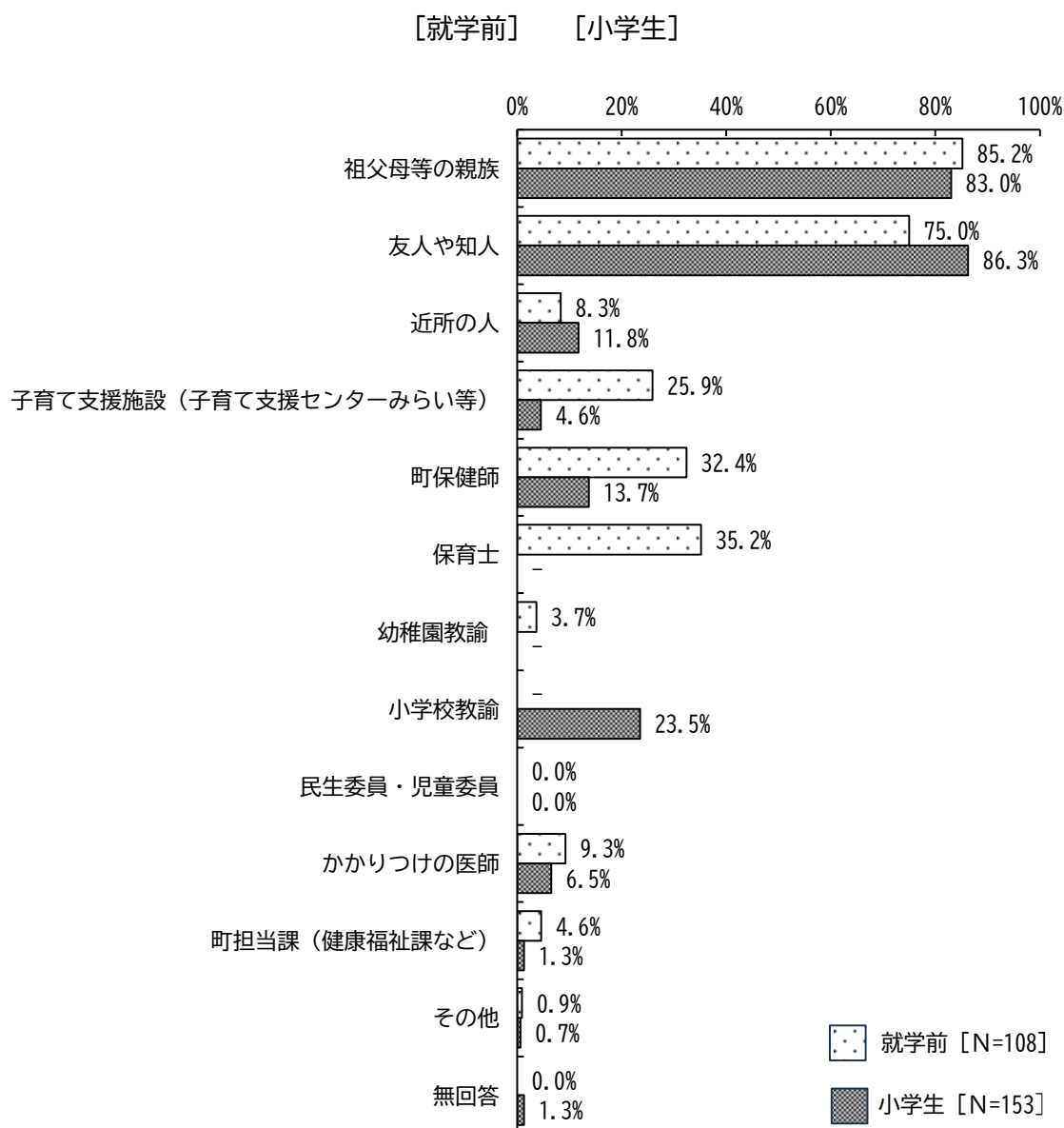
■子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無[就学前、小学生、単数回答]



お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、就学前児童では「祖父母等の親族」が85.2%で最も割合が高く、次いで「友人や知人」（75.0%）、「保育士」（35.2%）、「町保健師」（32.4%）、「子育て支援施設（子育て支援センターみらい等）」（25.9%）となっています。

小学生では「友人や知人」が86.3%で最も割合が高く、次いで「祖父母等の親族」（83.0%）、「小学校教諭」（23.5%）、「町保健師」（13.7%）、「近所の人」（11.8%）となっています。

■子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先について[就学前、小学生、複数回答]



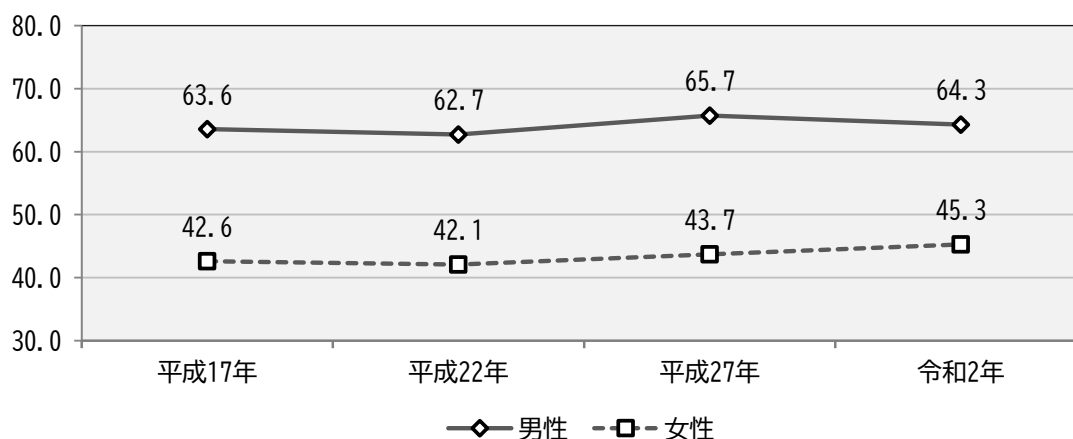
3. 就労状況

(1) 本町の就労状況【統計資料】

平成 17 年から令和 2 年の 15 歳以上の就業率をみると、男性については、これまでほぼ同水準ですが、やや上昇傾向にあります。地域経済情勢や雇用環境の変化が考えられます。

女性については、緩やかに上昇傾向がみられます。就業年齢の延長や雇用環境の変化が考えられます。

■男女別就業率の推移



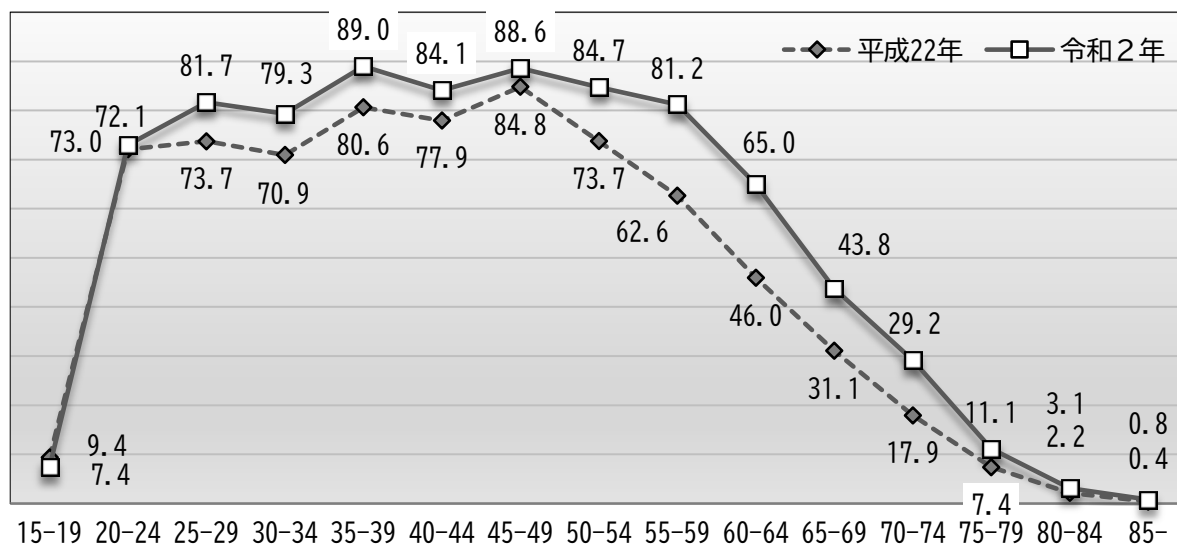
資料：国勢調査(各年 10 月)

女性の年齢別労働力率に一般的にみられる、女性が結婚後から子どもの育児（子育て）期間まで一時離職することにより発生する「M字カーブ」については、平成 22 年、令和 2 年ともに 30 歳代での傾向がみられました。

令和 2 年では、20 代から 40 代の結婚・出産・子育て世代の就業率の増加がみられます。これは、地域経済情勢や雇用環境の変化とともに、子育て環境の改善も影響していると考えられます。

また、50 代以降の就業率の増加が顕著にあり、就業年齢の延長の傾向がみられます。

■女性の年齢別労働力率(10 年比較)



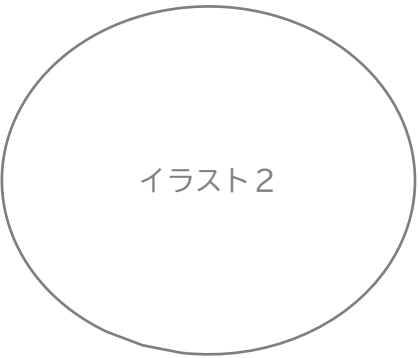
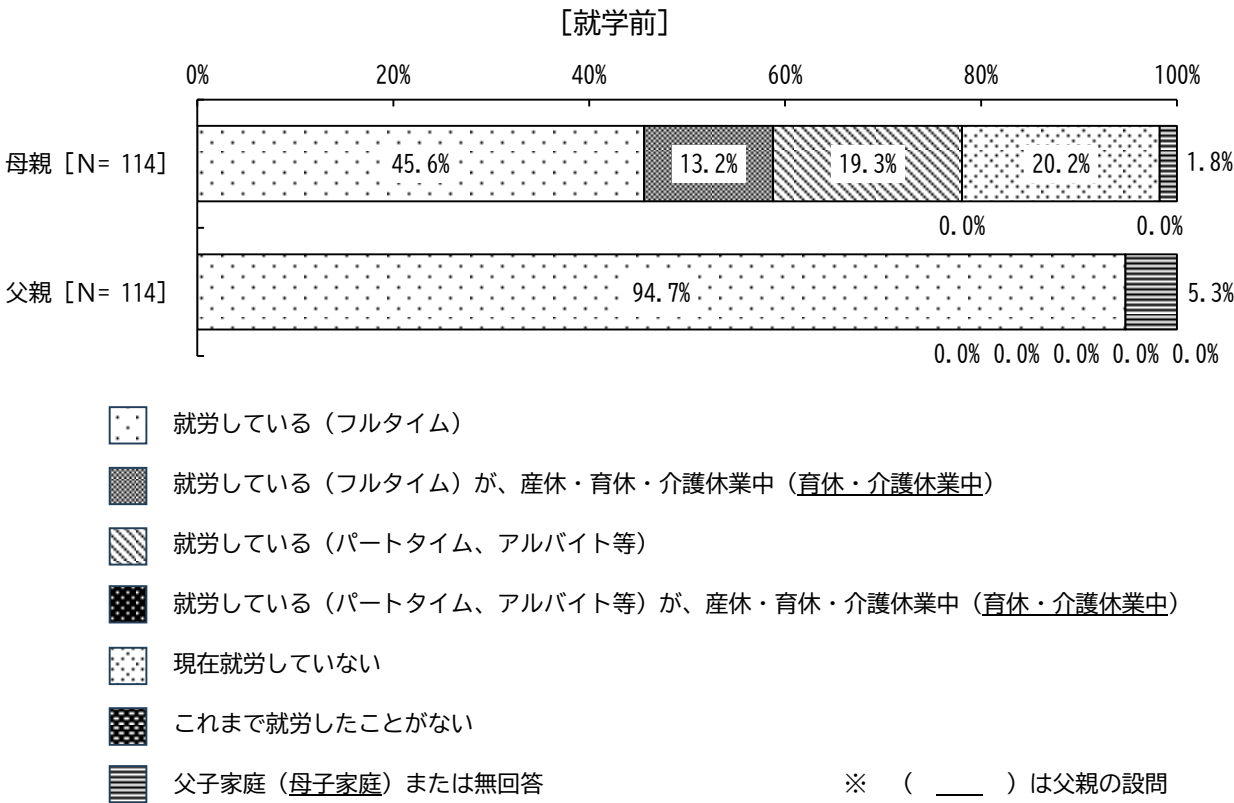
(2) 母親・父親の就労状況【ニーズ調査】

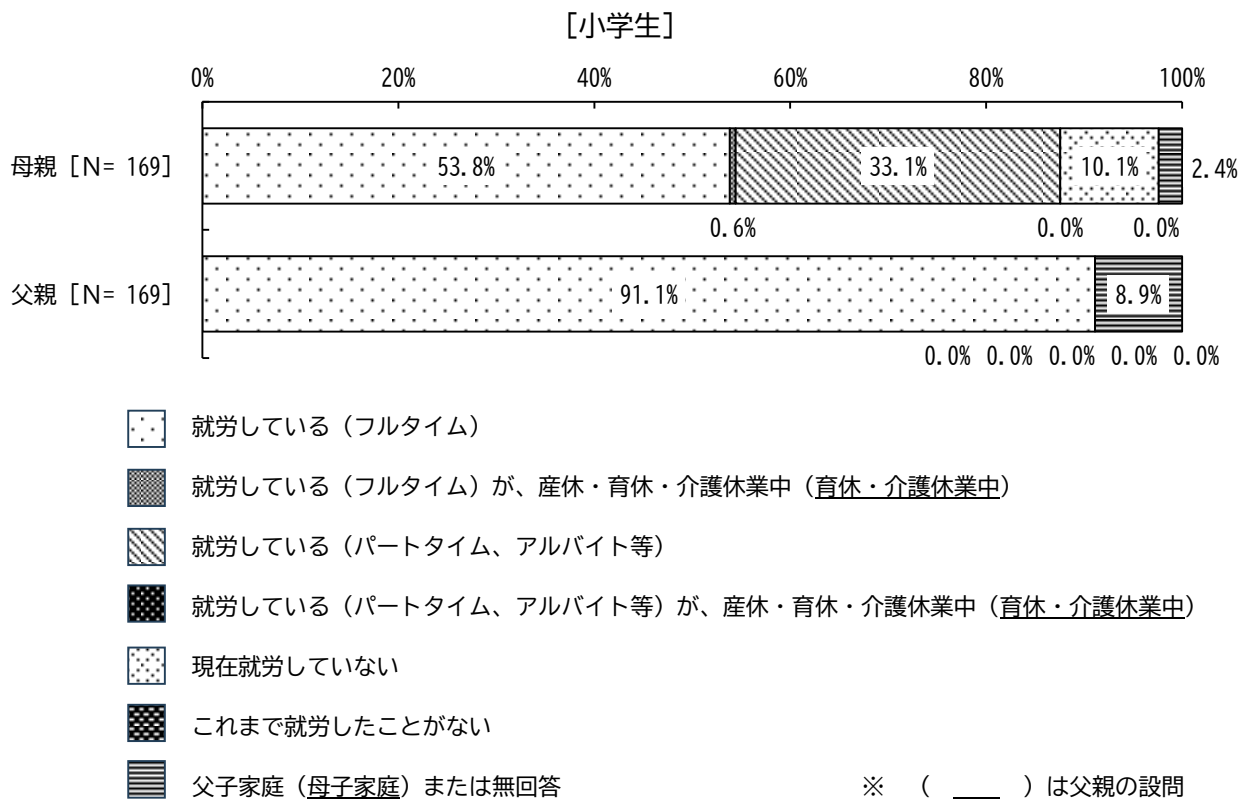
母親の就労状況を見ると、フルタイム、パートタイムの就業形態に関わらず「就労している（産休・育休・介護休業中除く）」が就学前児童で 64.9%となっています。5 年前の前回調査では、74.4%で、今回 9.5 ポイント減少しています。

小学校児童の母親では、フルタイム、パートタイムの就業形態に関わらず「就労している（産休・育休・介護休業中除く）」が 86.9%となっています。5 年前の前回調査は、87.3%で、今回 0.4 ポイント減少ですが、ほぼ同水準で推移しています。

父親の就労状況については、就学前児童で 94.7%、小学校児童 91.1%で、9 割を超えています。

■母親・父親の就労状況[単数回答]

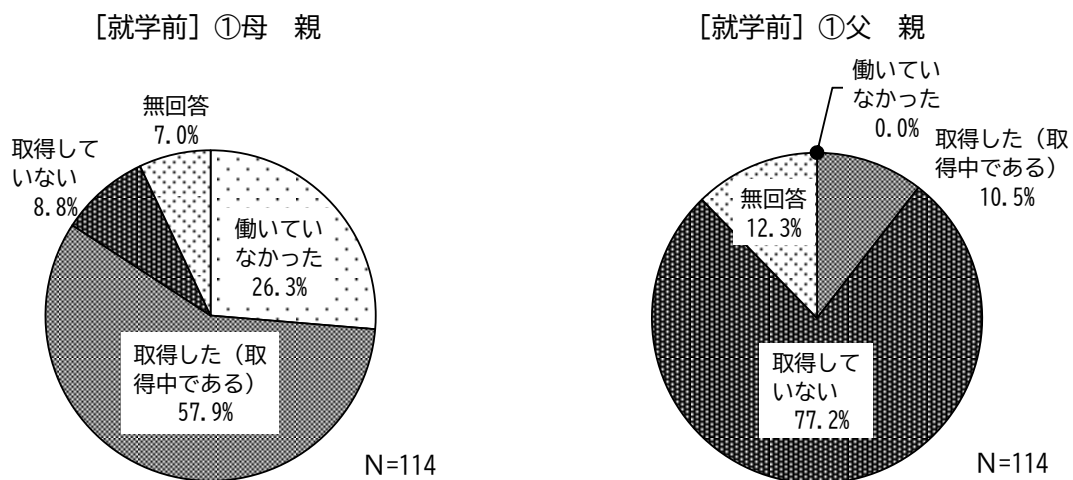




（３）仕事と子育ての両立【ニーズ調査】

就学前児童の保護者の育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」、父親では「取得していない」が最も多く、「取得していない」は母親で 8.8%、父親で約 77.2%となっています。

■育児休業の取得状況[単数回答]



育児休業の取得について、前回調査との比較でみると母親、父親ともに取得率は向上していますが、父親には10.5%にとどまっており、更なる向上を図っていく必要があります。

■育児休業の取得状況[前回調査との比較]

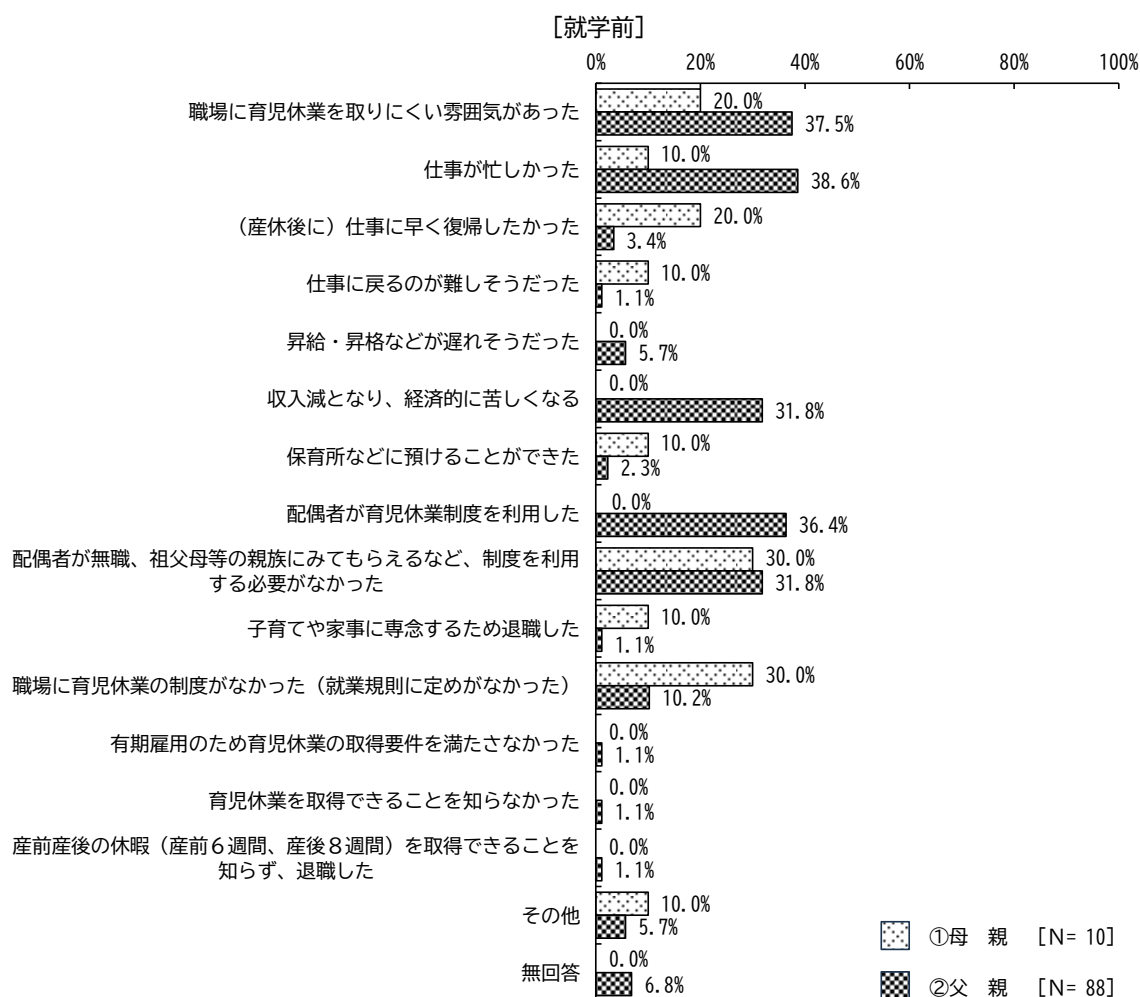
母親	働いていなかった	取得した（取得中）	取得していない	無回答
前回調査	38.5%	33.1%	22.3%	6.1%
今回調査	26.3%	57.9%	8.8%	7.0%
比較	△12.2 ポイント	24.8 ポイント	△13.5 ポイント	0.9 ポイント

父親	働いていなかった	取得した（取得中）	取得していない	無回答
前回調査	1.4%	0.7%	80.4%	17.6%
今回調査	0.0%	10.5%	77.2%	12.3%
比較	△1.4 ポイント	9.8 ポイント	△3.2 ポイント	△5.3 ポイント

取得していない理由は、母親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」・「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がともに30.0%で最も割合が高く、父親では「仕事が忙しかった」が38.6%で最も割合が高くなっています。

ほかに「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の回答も多くありました。

■育児休業を取得していない理由[複数回答]



4. 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、令和6年10月時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育・保育事業では令和元年度やそれ以前の年度においても待機児童はいませんでした。

■子育て支援事業の提供体制(令和6年10月)

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数 (人)
1 幼児期の教育・保育事業				
	幼稚園	か所	0	0
	認定こども園	か所	0	0
	認可保育所	か所	1	170
2 地域型保育事業				
	小規模認可保育所	か所	0	0
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	自治体の認証・認定の保育所	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業				
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	1	-
	一時預かり事業	か所	1	-
	病児・病後児保育事業	か所	1	-
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	0	0
	放課後児童クラブ（学童保育）	か所	1	80

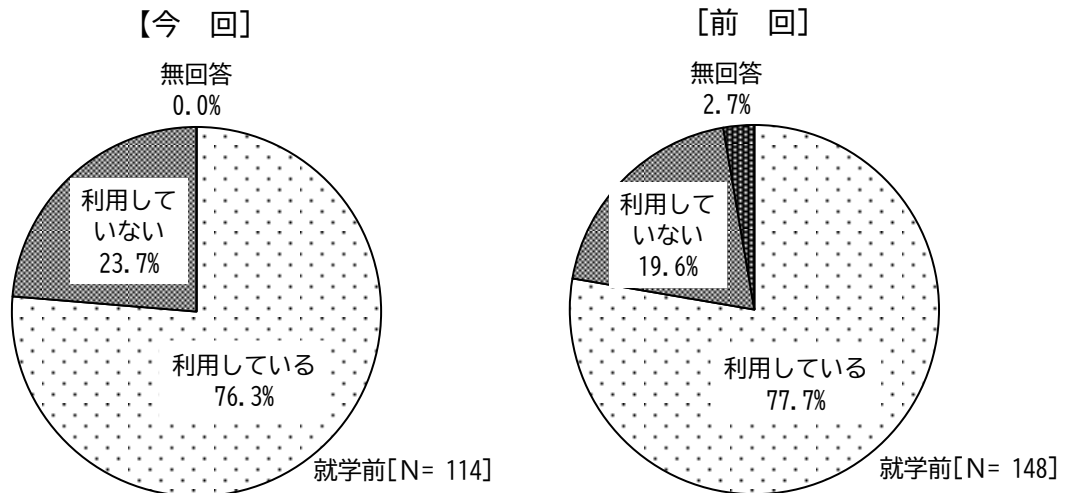
資料：健康福祉課

（２）就学前児童の子育て支援事業の利用状況【ニーズ調査ほか】

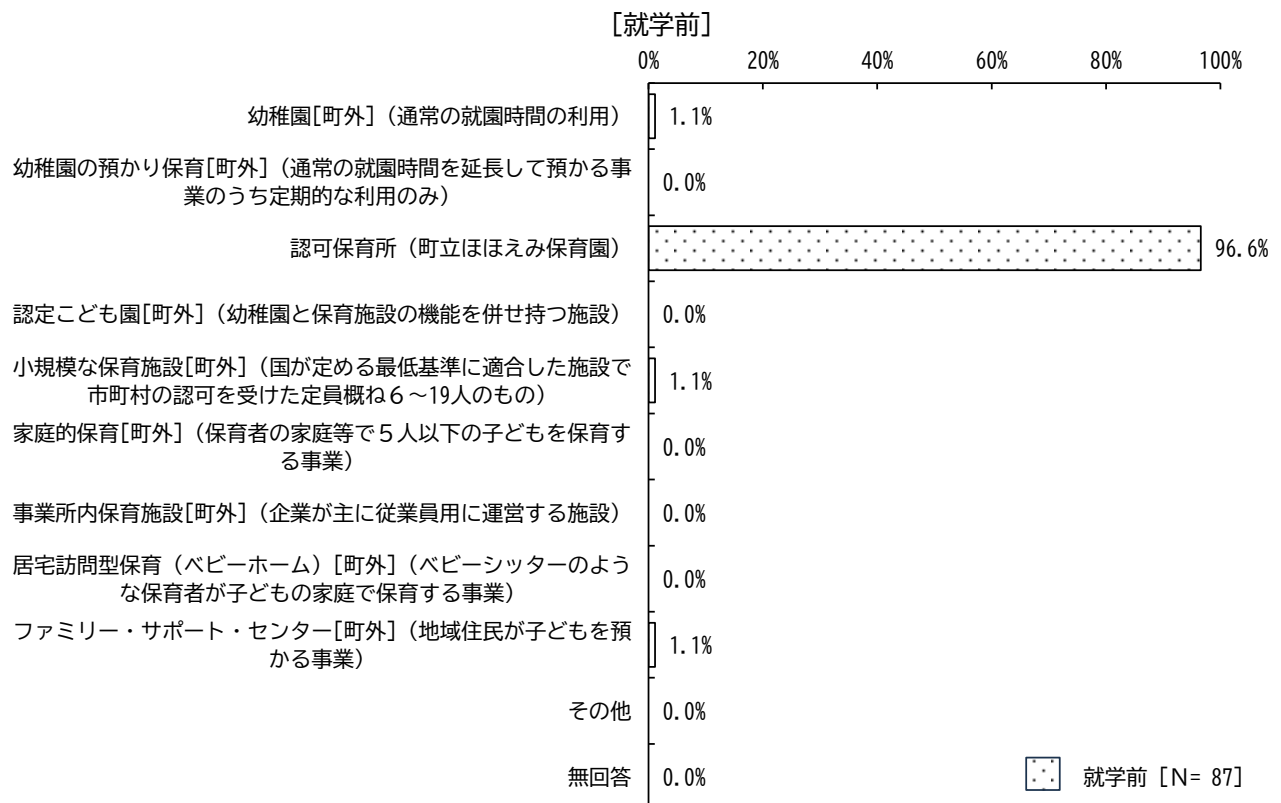
定期的な教育・保育事業の利用している就学前児童は76.3%となっており、前回調査と比較すると1.4ポイント減少しました。

また、利用者のほとんどが「認可保育所」を利用しています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況[単数回答]



■現在利用している定期的な教育・保育事業[複数回答]



保育園の年齢別利用状況については、低年齢(0～2歳児)の利用率が増加傾向にあります。

■年齢別保育園利用状況(各年4月現在 単位 人/%)

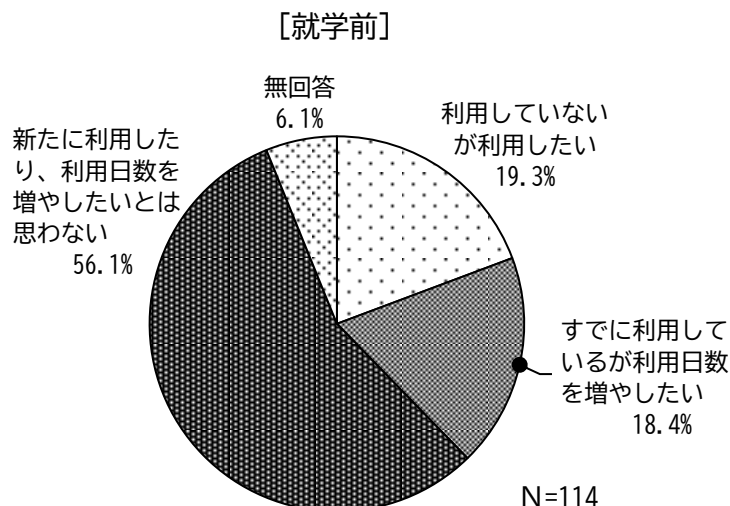
	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
0歳	2	1.6%	4	3.4%	2	1.9%	2	2.0%	2	2.2%	2	2.2%
1歳	11	8.6%	5	4.2%	14	13.6%	11	10.8%	10	11.0%	11	12.0%
2歳	18	14.1%	15	12.7%	9	8.7%	18	17.6%	16	17.6%	14	15.2%
3歳	30	23.4%	32	27.1%	17	16.5%	20	19.6%	23	25.3%	23	25.0%
4歳	30	23.4%	31	26.3%	31	30.1%	20	19.6%	20	22.0%	23	25.0%
5歳	37	28.9%	31	26.3%	30	29.1%	31	30.4%	20	22.0%	19	20.7%
計	128		118		103		102		91		92	

健康福祉課調べ

(3) 地域子育て支援拠点事業の利用希望【ニーズ調査】

今後の地域子育て支援拠点事業の利用希望については、「利用していないが利用したい」が19.3%、「すでに利用しているが利用日数を増やしたい」が18.4%となっています。

一方、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は56.1%となっています。



(4) 各種事業の認識度、利用の有無、今後の利用希望について【ニーズ調査】

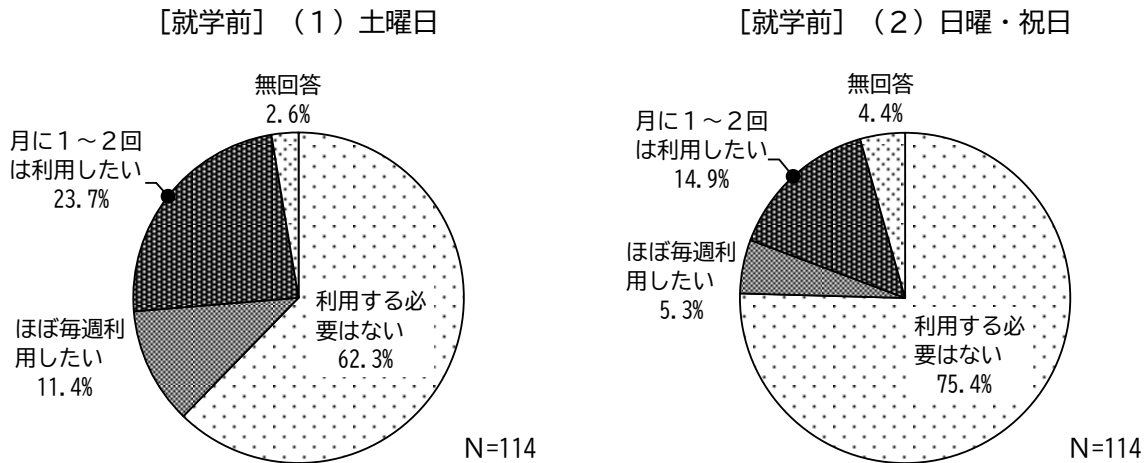
各種事業の認識度、利用の有無、今後の利用希望については下記のとおりとなりました。

	全体 (N)	A 知っている			B これまでに利用 したことがある			C 今後利用したい		
		はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	114	78.9%	15.8%	5.3%	48.2%	36.8%	14.9%	32.5%	45.6%	21.9%
②保健センターの情報・相談事業	114	78.1%	15.8%	6.1%	34.2%	46.5%	19.3%	53.5%	25.4%	21.1%
③家庭教育に関する学級・講座	114	29.8%	60.5%	9.6%	7.9%	67.5%	24.6%	40.4%	38.6%	21.1%
④教育に関する相談窓口・教育相談室	114	44.7%	46.5%	8.8%	7.0%	67.5%	25.4%	48.2%	33.3%	18.4%
⑤子育ての総合相談窓口(健康福祉課)	114	72.8%	18.4%	8.8%	25.4%	52.6%	21.9%	55.3%	25.4%	19.3%
⑥町広報「ふながた」に記載する子育て支援情報	114	86.8%	6.1%	7.0%	45.6%	32.5%	21.9%	62.3%	17.5%	20.2%
⑦子育て世代包括支援センター(健康福祉課)	114	61.4%	31.6%	7.0%	34.2%	45.6%	20.2%	51.8%	28.1%	20.2%

（５）就学前児童の休日の教育・保育事業の利用意向【ニーズ調査】

休日の教育・保育事業の利用意向をみると、『利用したい（ほぼ毎週利用したい、月に１～２回は利用したい）』が土曜日では 35.1%、日曜日・祝日では 20.2%となっています。

■土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向[単数回答]

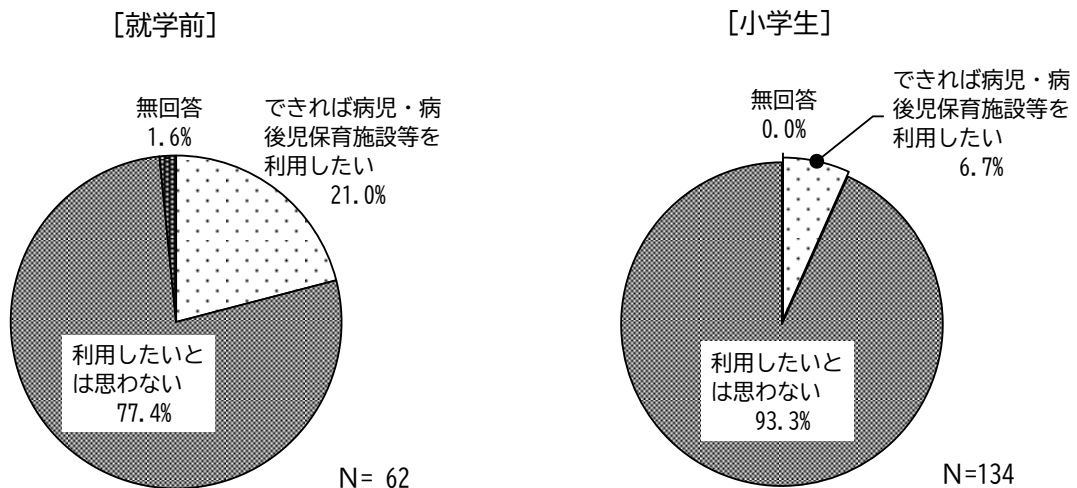


※日曜・祝日は、現在実施していない

（６）病児・病後児保育の利用意向【ニーズ調査】

病児・病後児保育の利用意向をみると、利用したい人が就学前児童では 21.0%、小学校児童では 6.7%となっています。

■病児・病後児保育の利用希望[単数回答]

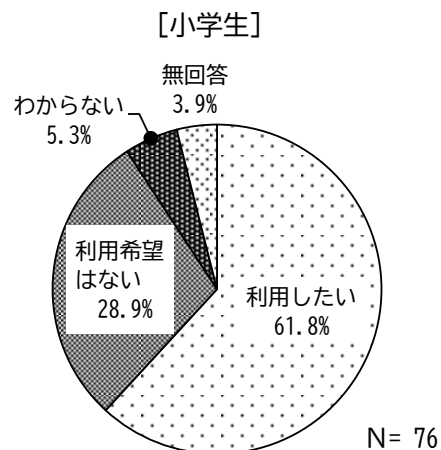
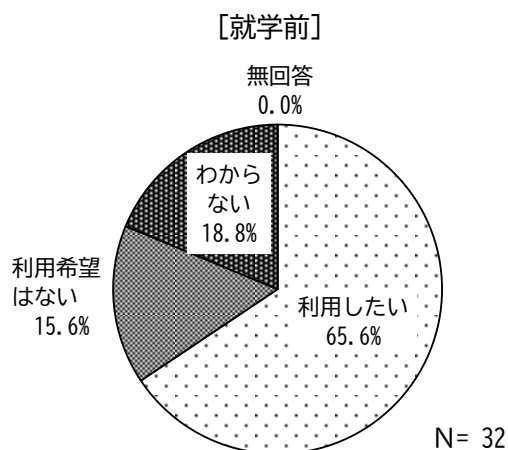


(7) 放課後の過ごし方【ニーズ調査】

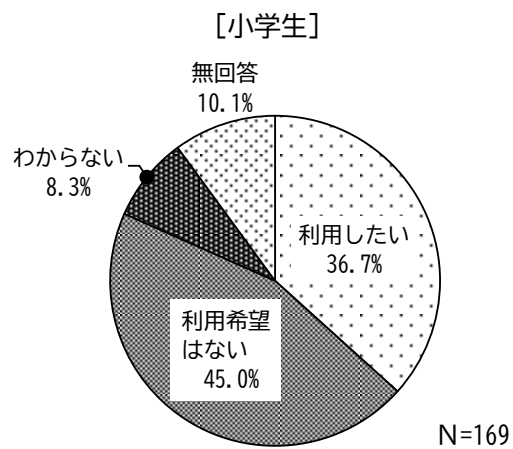
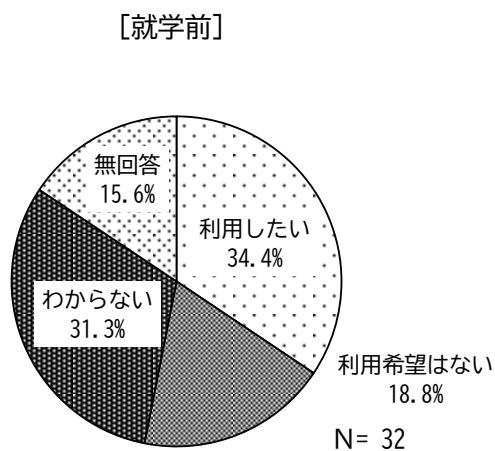
放課後児童クラブの利用意向についてみると、『下学年の時に利用したい』が就学前児童では 65.6%、小学校児童では 61.8%となっています。また、『上学年で利用したい』が就学前児童では 34.4%、小学校児童で 36.7%となっています。

■放課後児童クラブの利用意向[単数回答]

【下学年】



【上学年】



5. 子育て支援に関する環境の状況

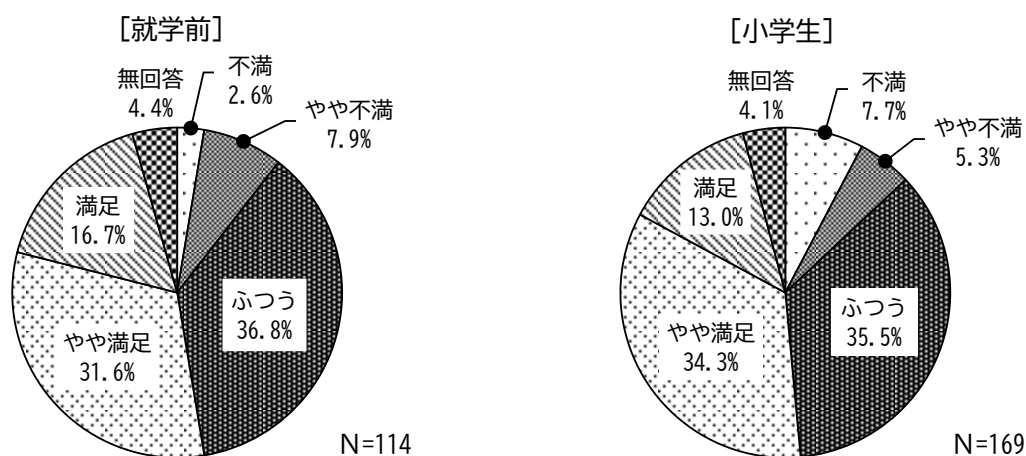
(1) 子育ての環境や支援への満足度【ニーズ調査】

地域における子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童では「ふつう」が36.8%で最も割合が高く、次いで「やや満足」(31.6%)、「満足」(16.7%)、「やや不満」(7.9%)となっています。

小学生では「ふつう」が35.5%で最も割合が高く、次いで「やや満足」(34.3%)、「満足」(13.0%)、「不満」(7.7%)となっています。

就学前児童、小学生ともに「満足」、「やや満足」の和が「不満」、「やや不満」の和を大きく上回っています。

■子育ての環境や支援への満足度[単数回答]



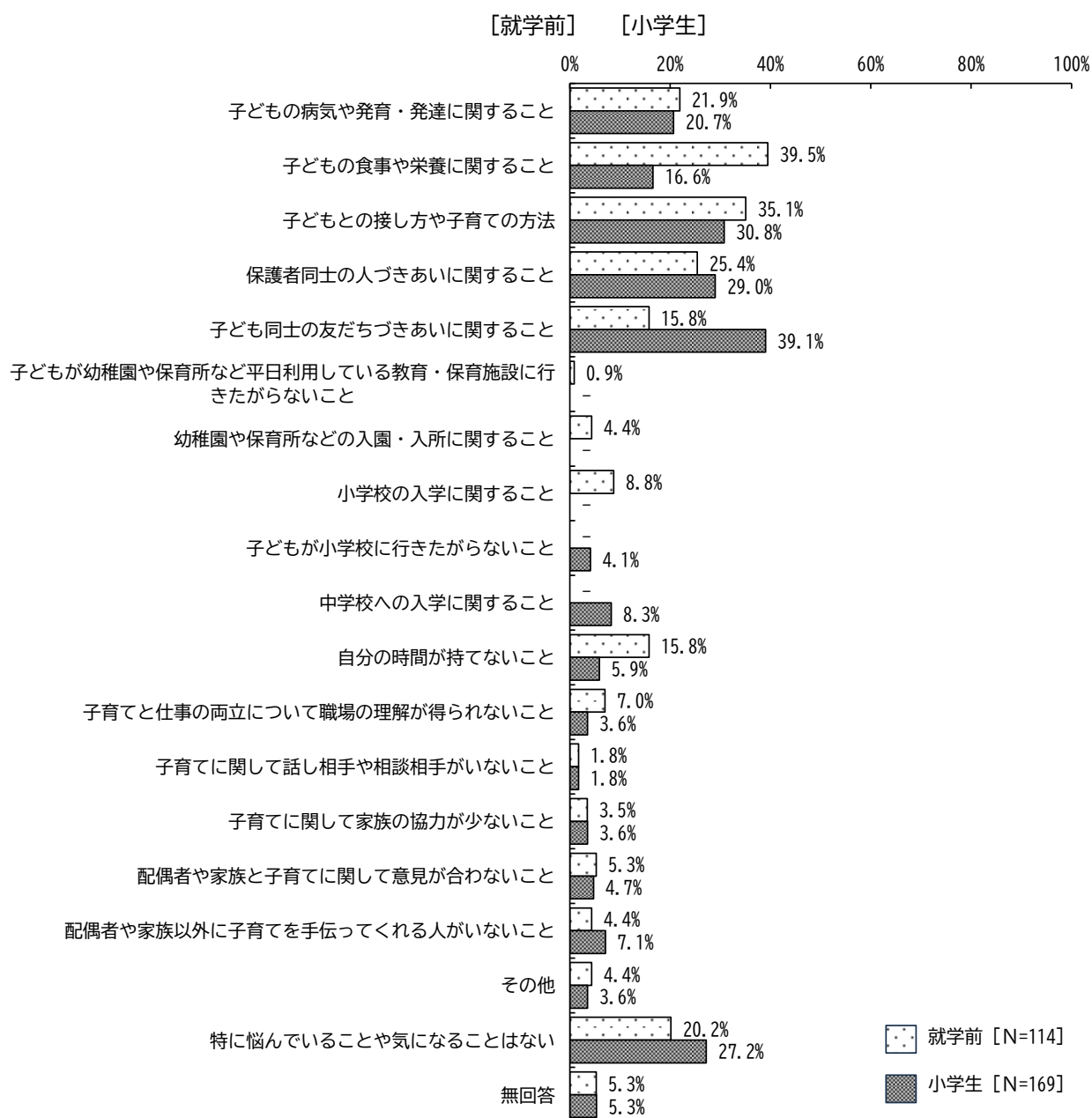
(2) 子育てに関する悩みや不安【ニーズ調査】

子育てに関する悩みをみると、就学前児童では「子どもの食事や栄養に関すること」が最も割合が高く、次いで「子どもとの接し方や子育ての方法」、「保護者同士の人づきあいに関すること」となっています。

一方、小学校児童では「子ども同士の友だちづきあいに関すること」が最も割合が高く、次いで「子どもとの接し方や子育ての方法」、「保護者同士の人づきあいに関すること」となっています。

「特に悩んでいることや気になることはない」「無回答」を除いた『何らかの悩みや気になることがある』保護者は、就学前児童で74.5%、小学生児童で67.5%となりました。

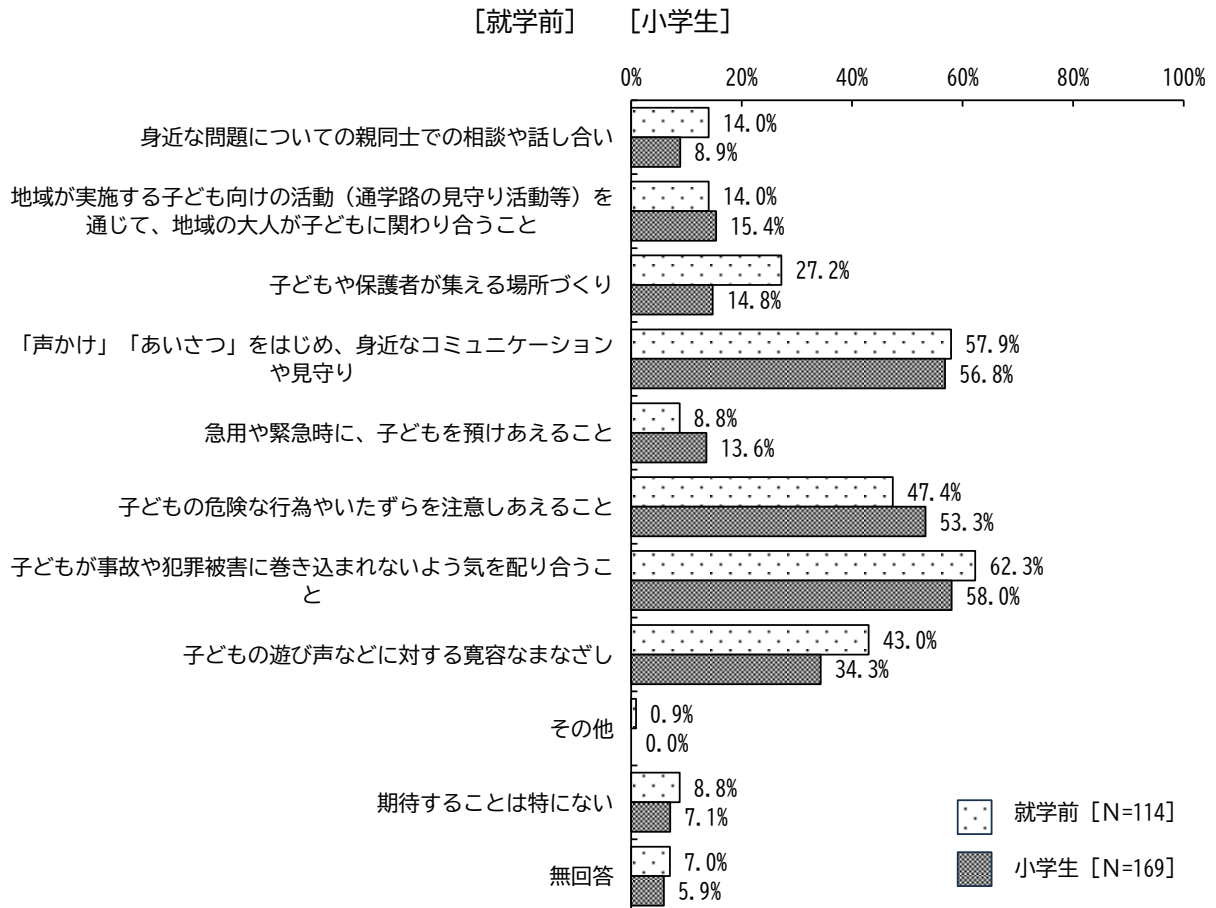
■子育てに関する悩み[複数回答]



(3) 子育てをする上で地域に期待すること【ニーズ調査】

子育てをするうえで、ご近所・地域の人々に期待することは、就学前児童・小学生ともに「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配り合うこと」の割合が最も高く、次いで「声かけ」「あいさつ」をはじめ、身近なコミュニケーションや見守り、「子どもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」、「子どもの遊び声などに対する寛容なまなざし」の順となっています。

■子育てをする上で地域に期待すること[複数回答]

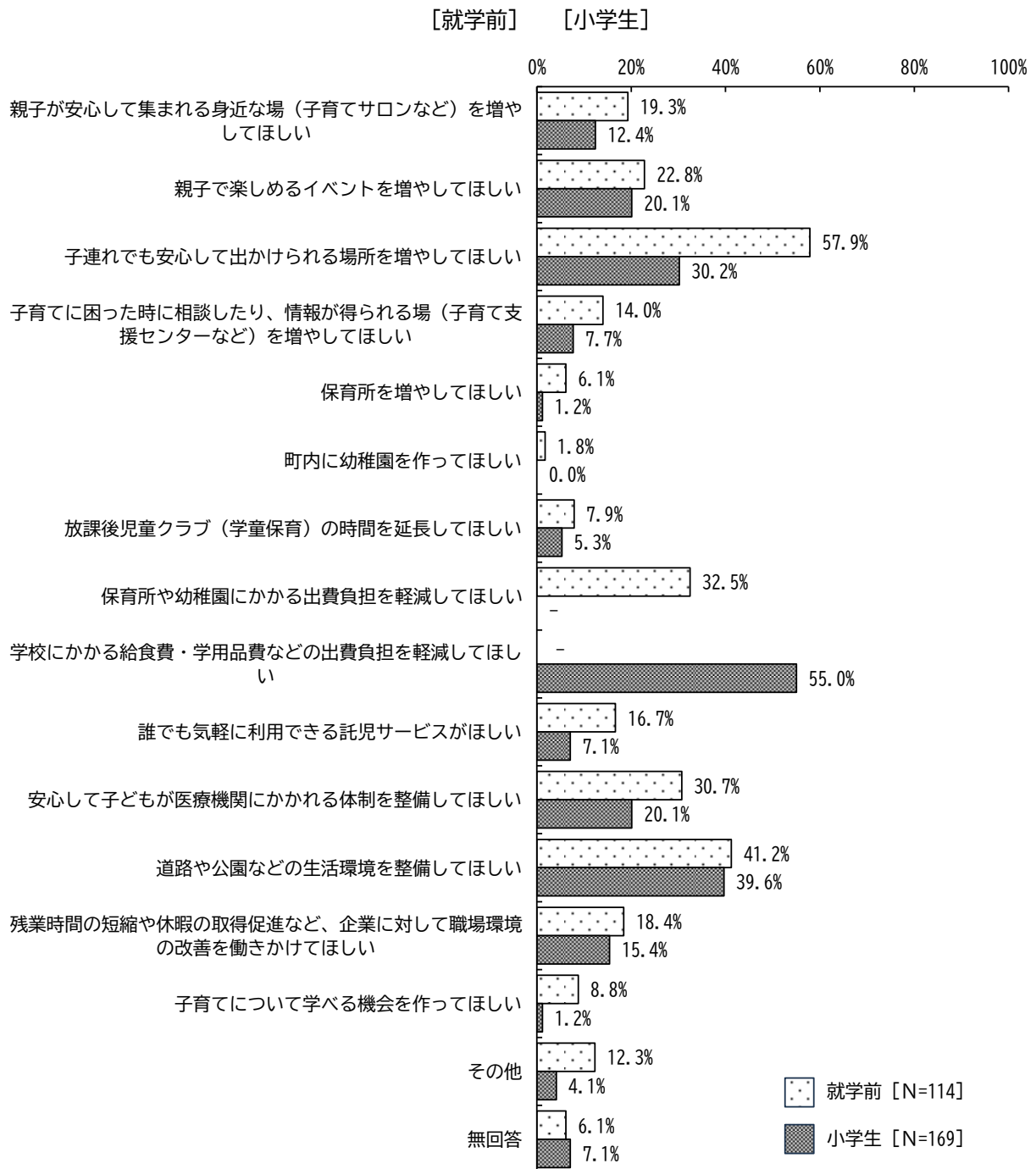


(4) 充実してほしい町の子育て支援施策【ニーズ調査】

町に期待する子育て支援の充実は、就学前児童では「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」が最も割合が高く、次いで「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」の順となっています。

小学生では「学校にかかる給食費・学用品費などの出費負担を軽減してほしい」が最も割合が高く、次いで「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」、「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」の順となっています。

■今後、充実してほしい子育て支援施策[複数回答]



6. 第2期舟形町子ども・子育て支援事業計画の進捗評価

I 次世代育成支援施策

第2期子ども・子育て支援事業計画における次世代育成支援施策の進捗評価については、91事業のうち、目標を達成した事業が86事業（94.5%）、目標に向かって推進した事業が3事業（3.3%）、未実施の事業が2事業（2.2%）となっており、コロナ禍にあっても、良好に事業を推進できたと評価できます。

未実施の事業については、1つ目が、基本目標1の③-1 保育サービスの充実における「保育サービス評価制度の実施」で、2つ目は、基本目標4の②安全・安心なまちづくりの推進の「少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備」における「町内夜間パトロール」となっております。これらは、コロナ禍における活動の停滞、休止等が原因として考えられます。

■施策の進捗評価(全体)

基本目標と施策名	事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	未実施	評価できず
計 画 全 体	91	86	3	0	0	2	0
(1) 社会全体での子育ての支援	28	25	2	0	0	1	0
① 地域における子育て支援ネットワークづくり(P27)	9	9	0	0	0	0	0
② 子育てに関する情報の提供や相談体制の充実(P28)	6	6	0	0	0	0	0
③ 保育サービスの充実(P28)	7	5	1	0	0	1	0
④ 職業生活と家庭生活の両立の支援(P29)	6	5	1	0	0	0	0
(2) 母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進	13	13	0	0	0	0	0
① 子どもや母親の健康の確保(P29)	5	5	0	0	0	0	0
② 「食育」の推進(P30)	4	4	0	0	0	0	0
③ 思春期保健対策の充実(P30)	3	3	0	0	0	0	0
④ 小児医療の充実・小児救急医療の充実(P31)	1	1	0	0	0	0	0
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	13	13	0	0	0	0	0
① 次代の親の育成(P31)	3	3	0	0	0	0	0
② 家庭や地域の教育力の向上(P31)	6	6	0	0	0	0	0
③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進(P32)	4	4	0	0	0	0	0
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	17	15	1	0	0	1	0
① 住宅の整備と住宅確保に関する情報提供(P32)	4	4	0	0	0	0	0
② 安全・安心なまちづくりの推進(P32)	13	11	1	0	0	1	0
(5) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	20	20	0	0	0	0	0
① 児童虐待防止対策の充実(P34)	5	5	0	0	0	0	0
② ひとり親家庭等の自立への支援(P34)	5	5	0	0	0	0	0
③ 障がい児支援施策の充実(P35)	4	4	0	0	0	0	0
④ 子どもの貧困対策の推進(P35)	6	6	0	0	0	0	0

■施策の進捗評価（個別）

凡 例 ◎：目標達成 ○：推進した ー：現状維持 △：停滞した ▲：未実施
➡：次期廃止や見直し

（１）社会全体での子育ての支援

①地域における子育て支援ネットワークづくり

○地域における交流体験活動の推進

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
子育て支援センター事業	健康福祉課	◎	町内の方が常に利用者しており、相談にもなっている。 ➡支援センター対象者が、保育園無償化により利用者が少なくなるので、事業内容の見直しが必要。
放課後児童クラブ（学童保育）	教育委員会	◎	利用者は増加しており、保護者の勤務形態に合わせた取り組みを行っている。 ➡利用者に合わせた学童厚生員の資質向上と人材確保が必要。
放課後子ども教室	教育委員会	◎	各種事業に積極的に取り組み、子どもたちの居場所づくりや地域の伝統行事の継承に取り組んでいる。
学校地域コーディネーターの配置	教育委員会	◎	学校運営協議会及び地域との連携推進を図り特色ある学校づくりを進めている。

○地域に学び、地域を愛する教育の充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
コミュニティスクールの推進	教育委員会	◎	小中学校で学校運営協議会を計画的に開催し、地域の意見を随時取り入れながら、特色ある学校づくりを行っている。
舟形若鮎太鼓の継承	教育委員会	◎	小学校6年生の総合的な学習に取り入れ、町の行事である若鮎まつりや児童交流等で演奏を行っている。
児童交流事業	教育委員会	◎	世田谷区の小学校2校と当町の小学校で交流を行っていたが、児童数に差があり、当町の受け入れが難しい状況のため、世田谷区の小学校を1校に絞ることで継続を可能とした。
自然環境保全全体学習	教育委員会	◎	総合的な学習で取り入れている。
ふるさと学習の小中連携・接続	教育委員会	◎	総合的な学習で取り入れている。

②子育てに関する情報の提供や相談体制の充実

○子育てに関する情報の提供や相談体制の充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
子育て支援センター事業	健康福祉課	◎	各種事業を実施し、いつでも日常的に相談のできる場、交流の場として支援を行っている。
子育て世代包括支援センター事業	健康福祉課	◎	令和5年度で終了し、令和6年度に機能を拡充したこども家庭センターを設置。母子保健・児童福祉の機能連携により、町全体で子育て支援の体制を整えた。
子育てに関する取り組みを町広報紙等に掲載	まちづくり課	◎	町広報紙により保健センターだより、にこにこ通信等ほか、子育てに関する情報を関係課と連携して掲載している。
青少年育成町民会議	教育委員会	◎	年次計画を作成し、町民と連携して各種事業を行い、青少年の健全育成に取り組んでいる。
家庭教育講演会	教育委員会	◎	年次計画を作成し、外部講師を招いて研修会を行っている。
PTA 連絡協議会	教育委員会	◎	青少年育成町民会議や町教育懇談会と連携し、家庭教育力の向上や SNS 等による犯罪防止に繋げた。

③保育サービスの充実

○保育サービスの充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
延長保育、未満児保育、障がい児保育等の実施	健康福祉課	◎	保育料の無償化を実施した。また、保育士の確保に努め、きめ細かな保育を可能にした。 ➡保育料の無償化により、未満児の入園希望が増えてきているため、受け入れ態勢の再構築が必要。
保育サービス評価制度の実施	教育委員会	▲	➡廃止

○就学前教育の充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
羽陽学園短期大学との連携	教育委員会	○	保育実習を行なった。
保育士等研修への支援	教育委員会	◎	教育委員会と連携し、研修内容を把握して、各保育士に必要なスキル習得のため、積極的に研修に参加している。
英語に親しむ活動の充実	教育委員会	◎	ALT が週 5 日、遊びや活動の中で英語とふれあい、楽しみながら英語を学習している。
小学校児童との交流会	教育委員会	◎	教員の研修は年 3 回、児童との交流も年 3 回行うことで、小学校生活へスムーズにつながっている。

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
遊具及び施設等の環境整備	教育委員会	◎	安全性に配慮しつつ、遊びから学べる遊具、年齢に合わせた遊具を年次計画的に取り入れている。

④職業生活と家庭生活の両立の支援

○多様な働き方を目指した子育て環境の充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
舟形ほほえみ保育園	健康福祉課	◎	保育料を無償化にし、入園しやすい環境を整えることで、保護者が働きながら子育てできるようにした。
放課後児童クラブ（学童保育）	教育委員会	◎	共働きが当たり前の中で、子供が安心して利用できる居場所を提供することができた。
放課後子ども教室	教育委員会	◎	事業は週末に行うよう計画し、地域の指導者と保護者が参加しやすい日程を計画した。

○男女ともに活躍できる環境づくり

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
「山形いきいき子育て・介護応援企業」への登録推進	まちづくり課	○	県事業であり、各事業所に情報提供したが、登録企業がなかった。
「やまがた企業イクボス同盟」の取り組み	まちづくり課	◎	事業内容を理解し同盟に参加した企業があった。
「マザーズジョブサポート山形」を活用した女性の再就職支援	まちづくり課	◎	町広報紙により情報提供しており、相談者がいれば随時対応している。

（２）母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

○妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
母子相談	健康福祉課	◎	月２回妊婦と子育て中の親子に対し定期相談を開催し、助産師と保健師が常駐し、安心して子育てができるよう努めている。
各種教室	健康福祉課	◎	定期的に開催し、随時対応できた。
子育て支援センター事業	健康福祉課	◎	こども家庭センターと連携し、子育て支援を行い町全体で子育てに対する支援体制を整えた。
子育て世代包括支援センター事業	健康福祉課	◎	こども家庭センターを設置し、町全体で子育てに対する支援体制を整えた。

○経済的負担の軽減

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
妊娠・出産の費用に関する支援	健康福祉課	◎	要綱を制定し、対象者の支援を行った。

②食育の推進

○発達段階に応じた食に関する学習や体験活動の推進

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
母子保健事業	健康福祉課	◎	乳幼児健診の際に栄養指導を通じて食育を行った。また、食生活改善推進協議会と連携し、小学校で地元の食材を使った豆腐作り等を行い伝統的食文化の継承を行った。
食生活改善推進事業	健康福祉課	◎	母子保健活動と連携した食育活動。小学校で地元の食材を使った豆腐作り等を行い伝統的食文化の継承を行った。中学校の調理実習時に食育学習の協力支援を行った。
日本一の給食食育推進事業 【事業名を日本一のおいしい給食食育推進事業に変更】	教育委員会	◎	地元食材や郷土料理、伝承野菜を積極的に給食に取り入れ、また町出身シェフの監修のもと地産地消レシピの開発等を行い、子どもたちの記憶に残る給食を提供するとともに、生産者の顔が見えるよう工夫したことで、愛郷心を育む食育ができた。 このほか、令和6年度に給食甲子園で山形県代表選出され、また、全国健康づくり推進学校表彰では、学校給食の取り組みが評価され、全国で6校しか受賞できない「優秀校」を受賞した。
食と農の体験学習	教育委員会	◎	日本一のおいしい給食食育推進事業や総合的な学習の中で取り入れている。

③思春期保健対策の充実

○思春期保健対策の充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
性に関する正しい知識の普及	教育委員会	◎	小中学校の心と体の学習や各教科にも取り入れ、授業の中で取り組んでいる。
喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための啓発	教育委員会	◎	小中学校の心と体の学習や各教科にも取り入れ、授業の中で取り組んでいる。
こころの問題に関する相談支援体制の充実	教育委員会	◎	県事業でスクールカウンセラーを年間35回、1日6時間、更に、町単独でスクールカウンセラーを小学校、保育園を中心に年間25回、1日6時間行っている。更に、養護教諭を中心に子どもの状況を観察し、教員全体で共有している。

④小児医療の充実・小児救急医療の充実

○子育て支援医療費の助成

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
子育て支援医療給付事業	健康福祉課	◎	高校生までの医療費を全額無償化した。また、母子相談事業や町報等で医療機関の情報提供を行った。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次世代の親の育成

○子どもを産み育てることの意義に関する教育

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
母子保健事業	健康福祉課	◎	研修事業として講演会等を開催した。町広報紙に定期的に情報提供を行った。
子育て支援センター事業	健康福祉課	◎	研修事業として講演会等を開催した。町広報紙に定期的に情報提供を行った。
子育て世代包括支援センター事業	健康福祉課	◎	研修事業として講演会等を開催した。町広報紙に定期的に情報提供を行った。

②家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
乳幼児健診	健康福祉課	◎	個別育児相談やパンフレットを使って指導を行っている。
就学時健診	教育委員会	◎	年長児が毎年行っており、スムーズな学校生活につなげている。

○学校・家庭・地域の連携協働推進

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
学校・家庭・地域の連携協働推進事業	教育委員会	◎	地域学校協働活動推進員を小中学校各1名配置し、学校の働き方改革における教職員の負担軽減に務めた。
地域コーディネーターの配置	教育委員会	◎	地域と学校が協働するために、地域学校協働活動推進員を小中学校各1名配置し、教職員の負担軽減に務めた。 ➡名称：地域学校協働活動推進員に変更
家庭教育講演会	教育委員会	◎	保小中の各保護者のニーズに合わせた外部講師を招いて、年次計画的に講演会を行っている。
放課後子ども教室	教育委員会	◎	地域の環境を活かした活動を各地区で行い、指導者等を育成し、多様な学習機会を創出している。

③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
母子保健事業	健康福祉課	◎	乳幼児健診の際に、パンフレットを使って指導を行っている。
学校保健委員会活動	教育委員会	◎	学校保健委員会を年 2 回開催し、子どもの健康状態を把握しつつ、子どもたちがメディアにどのように付き合うべきかを検討している。
家庭教育講演会	教育委員会	◎	外部講師を招いて講演会を開催した。
セーブメディア運動の推進 【事業名をメディアコントロール運動に変更】	教育委員会	◎	メディアコントロール週間を年 5 回 1 週間ずつ行い、家庭全体でメディアに対する取り組みを見直す取り組みを行っている。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

①住宅の整備と住宅確保に関する情報提供

○公共賃貸住宅の整備

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
子育て支援住宅	地域整備課	◎	子育て支援住宅、1 棟 5 部屋を合計 3 棟建築し満室の状態である。

○定住環境の整備

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
在来工法木造住宅建築補助金（新築・リフォーム）	地域整備課	◎	町内事業者による住宅新築が促進され、若者が新築しやすい環境を整えた。また、リフォーム事業についても県事業に町補助金を嵩上げすることで、若者が取り組みやすい環境を整えた。
若者定住支援交付金	地域整備課	◎	社会の需要に合わせ、中古住宅等も対象とするよう要綱変更を行い、若者の定住に繋げた。
子育て支援交付金	地域整備課	◎	社会の需要に合わせ、中古住宅等も対象とするよう要綱変更を行い、若者の定住に繋げた。

②安全・安心なまちづくりの推進

○地域安全運動の充実強化

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
地域安全キャラバン	住民税務課	◎	防犯協会、青パト有資格者の連携で通学路や地域の交通安全、危険防止等の啓発活動を行っている。
防犯広報	住民税務課	◎	警察と連携し、防犯チラシ等を配布し、周知を図っている。

○子どもの被害防止活動の推進

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
防犯パトロール	住民税務課	◎	防犯協会、青パト有資格者で定期的にパトロールを行っている。
子ども見守り活動	住民税務課	◎	学校運営協議会で情報共有しつつ、防犯協会、交通安全母の会、青パト有資格者、最上地区交通安全協会舟形支部それぞれで見守り活動を行っている。

○少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
要保護児童対策地域協議会	健康福祉課	◎	各関係機関からの情報を共有し、それぞれの役割分担を確認して支援を行っている。
民生児童委員協議会	健康福祉課	◎	年間計画の中で挨拶運動や学校訪問を行い、子どもの観察を行っている。また、各委員、特に主任児童委員から情報提供等があった場合は、要保護児童対策地域協議会と連携して対応している。
生徒指導連絡協議会	教育委員会	◎	生徒指導委員会 2 回、いじめ防止対策連絡協議会 2 回開催し、児童生徒の健全育成に務めている。
青少年非行防止「おはよう運動」	住民税務課	◎	防犯協会、青少年育成町民会議、警察と連携し、年 2 回行っている。
町内夜間パトロール	住民税務課	▲	➡廃止

○交通安全教育の実施

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
かもしかクラブ(幼児の交通安全教育等)	住民税務課	◎	幼児の交通安全教室を年 7 回行い、その実施内容をかもしか通信により幼児を通じて保護者にも周知している。
安協・母の会(交通安全教室等)	住民税務課	◎	老人クラブごとに交通安全教室を年間 16 回行っている。また、飲酒運転防止のための手作りマスコットを町内飲食店に配布している。

○通学路の安全確保の推進

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
ブロック塀等撤去費補助	地域整備課	○	補助開始時には 67 カ所の危険ブロックがあったが 13 カ所の解体を行った。 ➡危険ブロックの危険性の周知をこれまで以上に行い、子どもたちの安全のため協力をお願いしていく。
防犯設備の整備の推進	住民税務課	◎	町内会と連携し、防犯灯の維持管理を行っている。

(5) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

①児童虐待防止対策の充実

○総合的な親と子のこころの健康づくり

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
子育て支援センター事業	健康福祉課	◎	相談があった場合は要対協につなげている。
子育て世代包括支援センター事業	健康福祉課	◎	相談があった場合はケース検討を行い、関係機関での支援の役割を確認して支援の実施。必要時要対協に登録し、定期的に確認しながら支援につなげている。
スクールカウンセラーの配置	教育委員会	◎	県事業でスクールカウンセラーを年間 35 回、1 日 6 時間、更に、町単独でスクールカウンセラーを小学校、保育園を中心に年間 25 回、1 日 6 時間行っている。

○虐待防止ネットワーク機能の活性化

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
要保護児童対策地域協議会	健康福祉課	◎	要対協を定期開催し、問題の解決に向けて関係機関で連携し支援を行った。
民生児童委員協議会	健康福祉課	◎	要対協と連携し情報の共有化を図り、地域の見守りを図るとともに諸問題の解決を行った。

②ひとり親家庭等の自立への支援

○自立支援のための相談・情報提供の充実

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
母子福祉事業	健康福祉課	◎	令和 3 年度に「舟形町ひとり親家庭生活応援給付金及び通学応援給付金事業実施要綱」を制定し、ひとり親が自立するための資格取得の支援を行った。
子育て世代包括支援センター事業	健康福祉課	◎	こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉と連携して情報を共有して対応している。
民生児童委員協議会	健康福祉課	◎	年に一度担当地区の調査を行い、町全体の状況として整理し、他の関係機関と情報共有して、必要な対応を行っている。

○自立支援のための経済的支援

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
児童扶養手当	健康福祉課	◎	国、県の要綱に従い適切に運用している。
就学援助	教育委員会	◎	要保護・準要保護世帯に対し学用品や給食費等学校に必要な費用を援助している。

③障がい児支援施策の充実

○療育体制の充実・強化

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
障がい者自立支援制度	健康福祉課	◎	適切な障がい福祉サービスの提供について、担当相談員と随時検討し、関係機関につなげている。
乳幼児健診の充実とフォロー体制の強化	健康福祉課	◎	乳幼児健診の際にカウンセラーを配置し、保育園と情報を共有して対応している。
就学指導委員会	教育委員会	◎	教育支援委員会を年３回開催し、心身に障害をもつ児童生徒の実態把握と適切な指導を検討している。
特別支援教育就学奨励費	教育委員会	◎	町内小中学校の特別支援学級に在籍している児童の保護者に支援している。

④子どもの貧困対策の推進

○子どもの貧困対策の推進

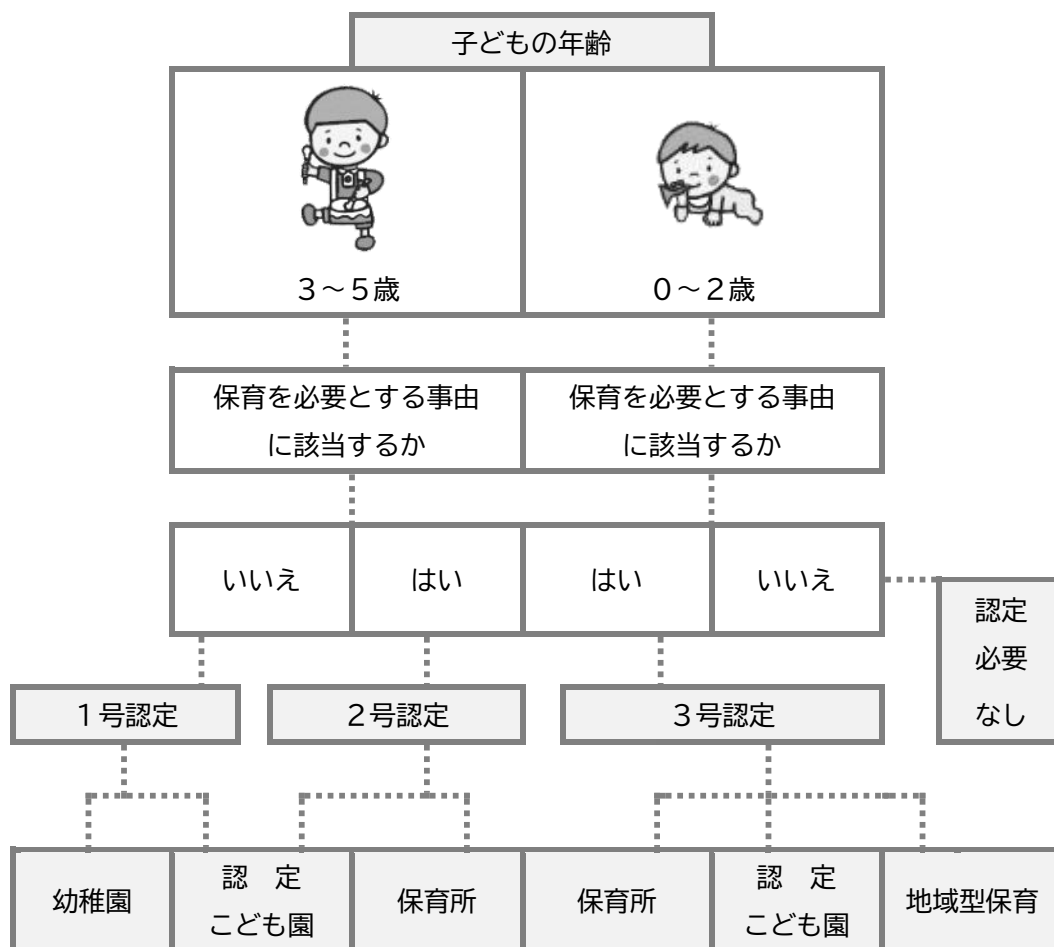
取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
生活困窮者自立支援事業	健康福祉課	◎	「最上地域こどもの明日塾」の情報発信を行った。
子育て世代包括支援センター事業	健康福祉課	◎	こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉と連携して情報を共有して対応している。
要保護児童対策協議会	健康福祉課	◎	関係機関と情報共有し、必要と思われる機関の情報提供を行い対応している。

○経済的負担の軽減

取り組みや事業	担当課	評価	評価の理由
子どもの医療費に対する支援	健康福祉課	◎	高校生までの医療費を無償化した。また、ひとり親医療証を発行して、親の医療費も無料化した。
ひとり親家庭への支援	健康福祉課	◎	ひとり親家庭生活応援給付金により、資格取得の支援を行った。令和６年度に児童扶養手当の拡充を行った。
保育に関する費用に対する支援	健康福祉課	◎	保育料を無償化した。

Ⅱ 子ども・子育て支援事業(計画値・実績値)

◆認定区分と利用できる施設



保育を必要とする事由

- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・その他

※令和6年度は実績見込み（以下の表全て）

① 1号認定

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内施設を利用	①計画値(必要利用者数)		0	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	①実績値(必要利用者数)		0	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
町外施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		1	1	1	1	1
	②確保量	施設型給付	1	1	1	1	1
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	① 実績値(必要利用者数)		0	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	1	1	1	1	1
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

⇒ 1号認定の教育・保育事業については、町内施設及び町外施設の利用はありませんでした。

② 2号認定

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内施設を利用	①計画値(必要利用者数)		100	88	72	64	68
	②確保量	施設型給付	130	130	130	130	130
		認可外（地方単独）	0	0	0	0	0
	①実績値(必要利用者数)		92	81	70	63	65
	②確保量	施設型給付	130	130	130	130	130
		認可外（地方単独）	0	0	0	0	0
町外施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		1	1	1	1	1
	②確保量	施設型給付	1	1	1	1	1
		認可外（地方単独）	0	0	0	0	0
	① 実績値(必要利用者数)		1	0	1	0	0
	②確保量	施設型給付	1	1	1	1	1
		認可外（地方単独）	0	0	0	0	0

⇒ 2号認定の教育・保育事業については、町内施設では見込みを下回る実績となっていますが、少子化が原因と思われます。また、町外施設では令和2年度と4年度に各1名の利用がありました。

③ 3号認定

単位：人			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内施設を利用	①計画値(必要利用者数)		36	37	37	36	35
	②確保量	施設型給付	40	40	40	40	40
		地域型保育給付	0	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0	0
	①実績値(必要利用者数)		28	34	36	35	45
	②確保量	施設型給付	40	40	40	40	40
		地域型保育給付	0	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0	0
町外施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		1	1	1	1	1
	②確保量	施設型給付	1	1	1	1	1
		地域型保育給付	0	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0	0
	①実績値(必要利用者数)		0	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	1	1	1	1	1
		地域型保育給付	0	0	0	0	0
		認可外(地方単独)	0	0	0	0	0

⇒ 3号認定の教育・保育事業については、町内施設では令和6年度からの保育料の無償化により急激に利用者が増えています。また、町外施設では利用がありませんでした。

④教育施設(幼稚園)

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計利用者数		1	1	1	1	1
1号認定	1号認定	1	1	1	1	1
	2号認定	0	0	0	0	0
②確保量		1	1	1	1	1
町内施設	町内施設	0	0	0	0	0
	町外施設	1	1	1	1	1
③実績値		0	0	0	0	0
1号認定	1号認定	0	0	0	0	0
	町内施設	0	0	0	0	0
	町外施設	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0
2号認定	町内施設	0	0	0	0	0
	町外施設	0	0	0	0	0

⇒ 教育施設(幼稚園)については、利用者がありませんでした。

⑤保育施設

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計利用者数	137	126	110	101	104
2号認定	101	89	73	65	69
3号認定	36	37	37	36	35
②確保量	171	171	171	171	171
町内施設	170	170	170	170	170
町外施設	1	1	1	1	1
③実績値	121	116	107	98	110
2号認定	93	81	71	63	65
町内施設	92	81	70	63	65
町外施設	1	0	1	0	0
3号認定	28	35	36	35	45
町内施設	28	34	36	35	45
町外施設	0	1	0	0	0

⇒保育施設については、見込みを下回る実績となっており、少子化が原因と思われます。また、2号認定は2名、3号認定は1名の町外施設の利用がありました。

⑥認定こども園

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計利用者数	1	1	1	1	1
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
町内施設	0	0	0	0	0
町外施設	1	1	1	1	1
③実績値	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
町内施設	0	0	0	0	0
町外施設	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
町内施設	0	0	0	0	0
町外施設	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0
町内施設	0	0	0	0	0
町外施設	0	0	0	0	0

⇒認定こども園については、町内施設・町外施設ともに利用はありませんでした。

⑦利用者支援事業

単位：か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施箇所数	1	1	1	1	1
②提供量	1	1	1	1	1
③実績値	1	1	1	1	1

⇒利用者支援事業については、子育て支援センター「みらい」において情報提供と必要に応じて相談・助言等を行っています。なお、子育て支援センター「みらい」は令和3年度より、福祉避難所「てとて」に移転しております。

⑧地域子育て支援拠点事業

単位：人回	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間総利用者数	2,300	2,250	2,200	2,150	2,100
②提供量	2,300	2,250	2,200	2,150	2,100
③実績値	1,869	3,544	3,945	4,058	3,000

⇒地域子育て支援拠点事業については、見込みを大きく上回る実績となっており、各年度で増減を繰り返しています

⑨乳児家庭全戸訪問事業

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	21	21	20	19	19
②提供量	21	21	20	19	19
③実績値	24	17	20	16	11

⇒乳児家庭全戸訪問事業については、年々減少傾向となっています。

⑩養育支援訪問事業

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	2	2	2	2	2
②提供量	2	2	2	2	2
③実績値	2	2	2	4	2

⇒養育支援訪問事業については、ほぼ計画通りに進んでいます。

⑪子育て短期支援事業

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間総利用者数	0	0	0	0	0
②提供量	0	0	0	0	0
③実績値	0	0	0	0	0

⇒子育て短期支援事業については、利用はありませんでした。

⑫一時預かり事業

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間総利用者数	15	15	14	13	13
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
その他の預かり保育	15	15	14	13	13
②提供量	15	15	14	13	13
③実績値	7	0	25	34	5
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
その他の預かり保育	7	0	25	34	5

⇒一時預かりについては、幼稚園の預かり保育は利用がなく、その他の預かり保育では見込みと前後する年度が多く、その年度によって状況が変化しています。

⑬時間外保育事業

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	43	40	38	35	35
②提供量	43	40	38	35	35
③実績値	48	40	42	32	35

⇒時間外保育事業については、ほぼ計画通りの実績値となっております。

⑭病児・病後児保育事業

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間総利用者数	4	4	4	4	4
②提供量	4	4	4	4	4
③実績値	0	0	0	0	0

⇒病児・病後児保育については、平成29年度から新庄市の「NP0 法人こんぺいとう」に病児保育事業を委託しておりますが、利用者はありませんでした。

⑮放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	69	66	64	62	57
小学1～3年生	47	45	43	42	39
小学4～6年生	22	21	21	20	18
②提供量	69	66	64	62	57
小学1～3年生	47	45	43	42	39
小学4～6年生	22	21	21	20	18
③実績値	84	77	91	98	101
小学1～3年生	58	53	61	63	57
小学4～6年生	26	24	30	35	44

⇒放課後児童クラブについては、全ての年度において見込みを大きく上回っており、その実績数は年々増加しており、今後も増加が見込まれます。

⑩放課後子ども教室

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200
②実績値	1,064	910	1,170	1,056	1,107

⇒放課後子ども教室は見込みより少なくなっております。また、見込み数は年々減少しております。

⑪妊婦健康診査（人）

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	29	29	28	28	27
②実績値	36	27	29	26	20

⇒妊婦健康診査については、年度によって見込みを上回っておりますが、実績は年々減少しています。

イラスト3

7. 本町における課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第2期計画の施策進捗評価に基づき現状を整理し、以下の4つの課題をあげました。

(1) 子育て家庭を支える体制の強化

全国的に核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、ライフスタイルの変化等により、子育て家庭における課題がより一層複雑化・多様化しています。本町においても人口減少や少子化が進行していますが、母親と子どもから成る母子世帯も微増傾向となっています。

また、ニーズ調査結果では母親の子育てに関する負担が大きく、子育てを行う上での緊急時の親族等の協力や環境づくりが課題となっています。

今後、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、普段から気軽に相談できる窓口の充実や関係機関の連携など、子育て家庭を支えるための支援体制を強化していくことが必要です。

(2) 仕事と子育ての両立に向けた支援

女性の就業率の上昇により共働き家庭が増加している中で、子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりが重要となっています。本町においても、仕事と子育てを両立している親が多いことがうかがえます。

育児休業を取得していない方の理由として「職場に育児休業制度がなかった」「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等が上位となっています。

今後、仕事と子育てが両立できるよう、支援制度の充実や各企業や事業所への啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

(3) 子どもの健やかな育ちへの支援の強化

現在、本町では認可保育所が1箇所、その他に一時預かり事業や時間外保育事業を行っており、平成29年度から病児・病後児保育事業も実施しています。

ニーズ調査結果をみると、就学前児童の約8割が認可保育所を利用しており、また、土曜日の教育・保育事業の利用意向については、「ほぼ毎週利用したい、月に1～2回は利用したい」が土曜日では3割台、日曜日・祝日では2割台前半となっています。今後、幼児教育・保育の無償化も踏まえ、多様化する教育・保育ニーズに対応するため、事業の充実を図っていくことが必要です。

(4) 地域での子育て環境の充実

近年、子どもを巻き込んだ事故や犯罪が発生しており、保護者が安全・安心に子育てができる環境への意識が高まっていることがうかがえます。

本町においても、子育てをする上で地域に期待することとして、声掛け・あいさつなど子どもの見守りに関係する意見が多く、今後充実してほしい町の子育て支援施策では、「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」や「道路・公園などの生活環境の整備」が求められています。

また、児童の放課後の居場所である放課後児童クラブにおける下学年時の利用希望が就学前児童、小学生ともに6割を超えており、さらに地域子育て支援拠点事業の利用者も多く、家庭だけでなく、地域全体で子育て環境を整備していくことが求められています。

(5) 各種統計調査及びのニーズ調査結果の整理（概要）

凡例 ○：各種統計調査 ●ニーズ調査

調査結果の指標

●年少人口や生産年齢人口が減少傾向にあることから、ここ数年で急激な少子化が進んでおり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。
(P 7～8)

●就学前児童の現在の保育所や保育園などの定期的な教育・保育事業の利用状況は、76.3%となっています。
(P 18)

○町全体での児童数は減少しているものの、3歳未満の保育の利用率は増加傾向にあります。
(P 19)

○以前に比べ 20～40 歳代での女性の就業率が上昇し、子育て世代の働く女性の割合が増えています。
(P 13)

●就学前児童の母親は 64.9%、小学生児童では 86.9%が働いています。父親の就労状況については、就学前児童、小学校児童ともに、9割を超えています。
(P 14～15)

●就学前児童の育児休業の取得状況は5年前より父母ともに取得率の向上がみられましたが、父親についてはまだ低い取得率となっています。(P 16)

今回	母親	57.9%	父親	10.5%
前回	母親	33.1%	父親	0.7%

施策の方向性

子ども・子育て支援の事業展開
(P 52～70)

少子化が進行している中ですが、働く女性の割合の増加、教育・保育サービスの利用者の低年齢化などにより、新たな教育・保育サービスのニーズも増えてきています。

働きながら子育てする子育て家庭、及び、在宅で子育てする家庭に、引き続き不足することの無いよう、教育・保育サービスの提供・充実が必要であり、社会全体での子育ての支援を進めていく必要があります。

職業生活と家庭生活の両立の支援
(P 75)

調査結果の指標	施策の方向性
●就学前児童の土曜日の教育・保育事業の利用希望は35.1%、日曜日・祝日では20.2%。(P20) ●病児・病後児保育施設等の利用希望は就学前児童で21.0%、小学生で6.7%。(P20) ●子育ての総合相談窓口の利用率は25.4%、今後の利用意向は55.3%。(P19) ●子育て世代包括支援センターの利用率は34.2%、今後の利用意向は51.8%。(P19)	子ども・子育て支援の事業展開 (P52~70) 子育てに関する情報の提供や相談体制の充実 (P72~73) 地域における子育て支援ネットワークづくり (P71~72)
○合計特殊出生率は、令和3年では1.62となっています。(1人の女子が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当) (P8) ○以前に比べ20~40歳代での女性の就業率が上昇し、子育て世代の働く女性の割合が増えています。 (P13) ●就学前児童の母親は64.9%、小学生児童では86.9%が働いています。父親の就労状況については、就学前児童、小学校児童ともに、9割を超えています。 (P14~15) ●子育てに関して「何らかの悩みや気になることがある」保護者は、就学前児童で74.5%、小学生児童で67.5%となっています。 (P22) ●町に対する、子育て支援の充実に期待することとして、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」が就学前で30.7%、小学生で20.1%となっています。 (P25)	母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進 (P76~78) 女性が妊娠・出産することは、「人生の一大事」とも言われます。 子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、重層的・継続的な支援が必要となります。 働く女性の割合の増加、教育・保育サービス利用者の低年齢化などにより、健康面での不安を抱える保護者も増えています。 母性の健全な育成、母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進、各種相談支援の強化、医療等への支援が必要となります。
●子育てに関して地域に期待することとしては、子どもが事故や事件に巻き込まれないように見守ってくれること(62.3%)、声かけ、あいさつ等コミュニケーション(57.9%)、子どもの危険行為やいたずらへの注意(47.4%)の回答がありました。(就学前) (P24)	子育てを支援する生活環境の整備 (P81~82) 子どもの安全・安心な環境づくりのため、地域ぐるみで取り組む必要があります。

調査結果の指標	施策の方向性
●今後充実してほしい子育て支援としては、就学前児童は、保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしいが32.5%で3位。小学生児童は、学校にかかる給食費・学用品費などの出費負担を軽減してほしいが55.0%で1位。 (P25)	子育て世帯の経済負担の軽減 (P74)
●放課後児童クラブの利用意向は『下学年の時に利用したい』が就学前児童では65.6%、小学校児童では61.8%となっています。また、『上学年で利用したい』が就学前児童では34.4%、小学校児童でも36.7%となっています。 (P21) ●今後の地域子育て支援拠点事業の利用希望については、「利用していないが利用したい」が19.3%、「すでに利用しているが利用日数を増やしたい」が18.4%となっています。 (P19)	職業生活と家庭生活の両立の支援 (P75) 地域における子育て支援ネットワークづくり (P71)
●子育てで親族等みてもらえる人を聞いたところ、「いずれもない」が就学前で7.9%、小学生で7.1%いました。 (P11) ●子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無を聞いたところ、小学生では「いない／ない」が7.7%いました。 (P11) ●主な相談相手は、親族、友人・知人が多くなっていますが、その他の相談先は4割以下となっています。相談機関の周知や相談しやすい体制づくりが必要です。 (P12)	子育てに関する情報の提供や相談体制の充実 (P72～73)

第3章 第3期舟形町子ども子育て支援事業計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本町では、第2期計画において「安心して子どもを産み、健康でいきいきと育てることのできる 未来あるまちづくり」を基本理念に保健・医療・福祉・教育・定住促進と一貫した支援に取り組んできました。

今後も町の宝である子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、地域・家庭・保育所・学校・町・企業が連携を取りながら、地域全体で子どもや子育て家庭を支援していくことが重要となっています。

上記の現状や方向性を踏まえ、第3期計画においては、町総合発展計画との整合性を図り、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状を整理し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層進めるため、基本理念を以下のとおりとします。

■本町の目指すべき基本理念

- ① 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
 - ② 共に生きる力を育成する教育の推進
- 「わくわく未来ふながた」

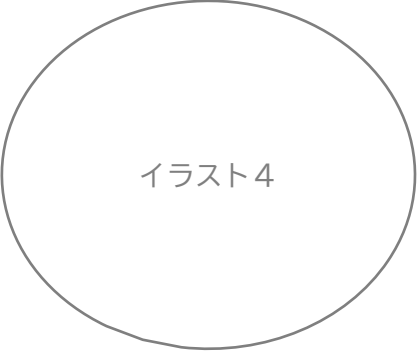


イラスト4

2. 施策立案の視点

子ども・子育て支援施策の推進にあたっては、以下の4項目が重要な視点となるため、第3期計画においても継承し、施策立案の視点として設定します。

この視点を基本として、行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、施策の具現化に努めていく必要があります。

(1) 子どもの視点

子ども・子育て支援施策の推進においては子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものの視点に立った取り組みが重要です。

これらを踏まえ、輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを推進します。

(2) 次世代の親づくりという視点

子どもは次世代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。

これらを踏まえ、子どもが親になった時に、子育てを楽しく思え、子育ての喜びや生きがいを感じるとともに、生命の尊さを伝えられるような環境づくりを推進します。

(3) 全ての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、全ての家庭が安心して子育てをできる環境整備が重要です。

これらを踏まえ、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりに取り組み、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

(4) サービス利用者の視点

子育て支援に係る利用者のニーズの多様化に応じ、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要となります。

これらを踏まえ、核家族化や社会環境の変化、住民の価値観の多様化に伴い、子ども・子育て支援関連サービスに対する利用者のニーズに対応した支援策を推進します。

3. 基本目標

前項「2. 施策立案の視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下のような5つの基本目標を定めました。

基本目標Ⅰ 社会全体での子育ての支援

近所付き合いの希薄化や共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く環境は変化しており、全ての子育て家庭が安心して子育てができる地域づくりと、保護者が働きやすい職場環境づくりが重要となっています。

今後、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成を促進し、家庭と地域の子育て力の向上を目指すとともに、仕事と子育ての両立支援等により社会全体での子育て支援に努めます。

基本目標Ⅱ 母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産から乳幼児期まで母子の健康の確保・増進を進めていくためには、子育て家庭の状況や子どもの発達段階等に応じた支援に取り組むことが必要となります。また、全ての子どもたちの心身の健全な発達・発育に向けて、適切な生活習慣や食習慣を定着することも重要となります。

そのためには、安心して妊娠・出産できる体制づくりと個人の状態に応じた適切な医療・療育や思春期の保健対策等を行い、一貫したきめ細やかな母子保健サービスの充実を図ります。

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次世代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、家庭・地域における教育力の向上を図ります。

今後も、学校・家庭・地域等の地域資源ネットワークの活用により、子どもを産み育てることの意義を実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を広げるため、教育や遊び、日常の暮らしの中での体験活動を推進します。

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる生活空間を整備します。また、核家族化や少子高齢化の進行に伴い、隣近所との付き合いが希薄化し、犯罪の増加や凶悪化により子どもの安全が脅かされることが考えられます。

子どもを危険から守り安全を確保するため、関係機関等との連携を強化し、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

基本目標Ⅴ 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

ひとり親家庭や障がいのある児童を持つ家庭など配慮を必要とする家庭や子どもに対して、経済的支援や自立支援などの総合的かつきめ細やかな支援に取り組みます。また、地域や学校と連携し、児童虐待やDV（パートナーからの暴力）の防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

さらに、こうした状況に置かれた家庭や子どもが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

4. 施策体系図

基本理念

- ①安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- ②共に生きる力を育成する教育の推進
- 「わくわく未来ふながた」

(Ⅰ) 本計画の構成

舟形町子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援の事業展開【第4章】

2 次世代育成支援施策の展開【第5章】

(Ⅱ) 子ども・子育て支援の事業展開の体系図【第4章】

1 教育・保育事業

(1)教育施設（幼稚園）	P56
(2)保育施設（認可保育所）	P56
(3)認定こども園	P57
(4)小規模保育事業	P58
(5)家庭的保育事業	P58
(6)事業所内保育施設	P59
(7)居宅訪問型保育事業	P59

2 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業	P60
(2)地域子育て支援拠点事業	P60
(3)乳児家庭全戸訪問事業	P61
(4)養育支援訪問事業	P62
(5)子育て短期支援事業	P62
(6)一時預かり事業	P63
(7)時間外保育事業	P64
(8)病児・病後児保育事業	P64
(9)放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	P65
(10)ファミリー・サポート・センター事業	P66
(11)妊婦健康診査	P66
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	P67
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	P67
(14)こども家庭センター事業	P68
(15)産後ケア事業	P68
(16)子育て世帯訪問支援事業【新規事業】	P69
(17)児童育成支援拠点事業【新規事業】	P69
(18)親子関係形成支援事業【新規事業】	P69
(19)妊婦等包括相談支援事業【新規事業】	P69
(20)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規事業】	P70

(Ⅲ) 次世代育成支援施策の展開の体系図【第5章】

1 社会全体での子育ての支援	<table> <tr> <td>(1)地域における子育て支援ネットワークづくり</td><td>P71</td></tr> <tr> <td>(2)子育てに関する情報の提供や相談体制の充実</td><td>P72</td></tr> <tr> <td>(3)保育サービスの充実</td><td>P73</td></tr> <tr> <td>(4)子育て世帯の経済負担の軽減</td><td>P74</td></tr> <tr> <td>(5)職業生活と家庭生活の両立の支援</td><td>P75</td></tr> </table>	(1)地域における子育て支援ネットワークづくり	P71	(2)子育てに関する情報の提供や相談体制の充実	P72	(3)保育サービスの充実	P73	(4)子育て世帯の経済負担の軽減	P74	(5)職業生活と家庭生活の両立の支援	P75
(1)地域における子育て支援ネットワークづくり	P71										
(2)子育てに関する情報の提供や相談体制の充実	P72										
(3)保育サービスの充実	P73										
(4)子育て世帯の経済負担の軽減	P74										
(5)職業生活と家庭生活の両立の支援	P75										
2 母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進	<table> <tr> <td>(1)子どもや母親の健康の確保</td><td>P76</td></tr> <tr> <td>(2)「食育」の推進</td><td>P77</td></tr> <tr> <td>(3)思春期保健対策の充実</td><td>P77</td></tr> <tr> <td>(4)小児医療の充実・小児救急医療の充実</td><td>P78</td></tr> </table>	(1)子どもや母親の健康の確保	P76	(2)「食育」の推進	P77	(3)思春期保健対策の充実	P77	(4)小児医療の充実・小児救急医療の充実	P78		
(1)子どもや母親の健康の確保	P76										
(2)「食育」の推進	P77										
(3)思春期保健対策の充実	P77										
(4)小児医療の充実・小児救急医療の充実	P78										
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<table> <tr> <td>(1)次世代の親の育成</td><td>P79</td></tr> <tr> <td>(2)家庭や地域の教育力の向上</td><td>P79</td></tr> <tr> <td>(3)子どもを取り巻く有害環境対策の推進</td><td>P80</td></tr> </table>	(1)次世代の親の育成	P79	(2)家庭や地域の教育力の向上	P79	(3)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	P80				
(1)次世代の親の育成	P79										
(2)家庭や地域の教育力の向上	P79										
(3)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	P80										
4 子育てを支援する生活環境の整備	<table> <tr> <td>(1)住宅の整備と住宅確保に関する情報提供</td><td>P81</td></tr> <tr> <td>(2)安全・安心なまちづくりの推進</td><td>P81</td></tr> </table>	(1)住宅の整備と住宅確保に関する情報提供	P81	(2)安全・安心なまちづくりの推進	P81						
(1)住宅の整備と住宅確保に関する情報提供	P81										
(2)安全・安心なまちづくりの推進	P81										
5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	<table> <tr> <td>(1)児童虐待防止対策の充実</td><td>P83</td></tr> <tr> <td>(2)ひとり親家庭等の自立への支援</td><td>P83</td></tr> <tr> <td>(3)障がい児支援施策の充実</td><td>P84</td></tr> <tr> <td>(4)子どもの貧困対策の推進</td><td>P85</td></tr> </table>	(1)児童虐待防止対策の充実	P83	(2)ひとり親家庭等の自立への支援	P83	(3)障がい児支援施策の充実	P84	(4)子どもの貧困対策の推進	P85		
(1)児童虐待防止対策の充実	P83										
(2)ひとり親家庭等の自立への支援	P83										
(3)障がい児支援施策の充実	P84										
(4)子どもの貧困対策の推進	P85										

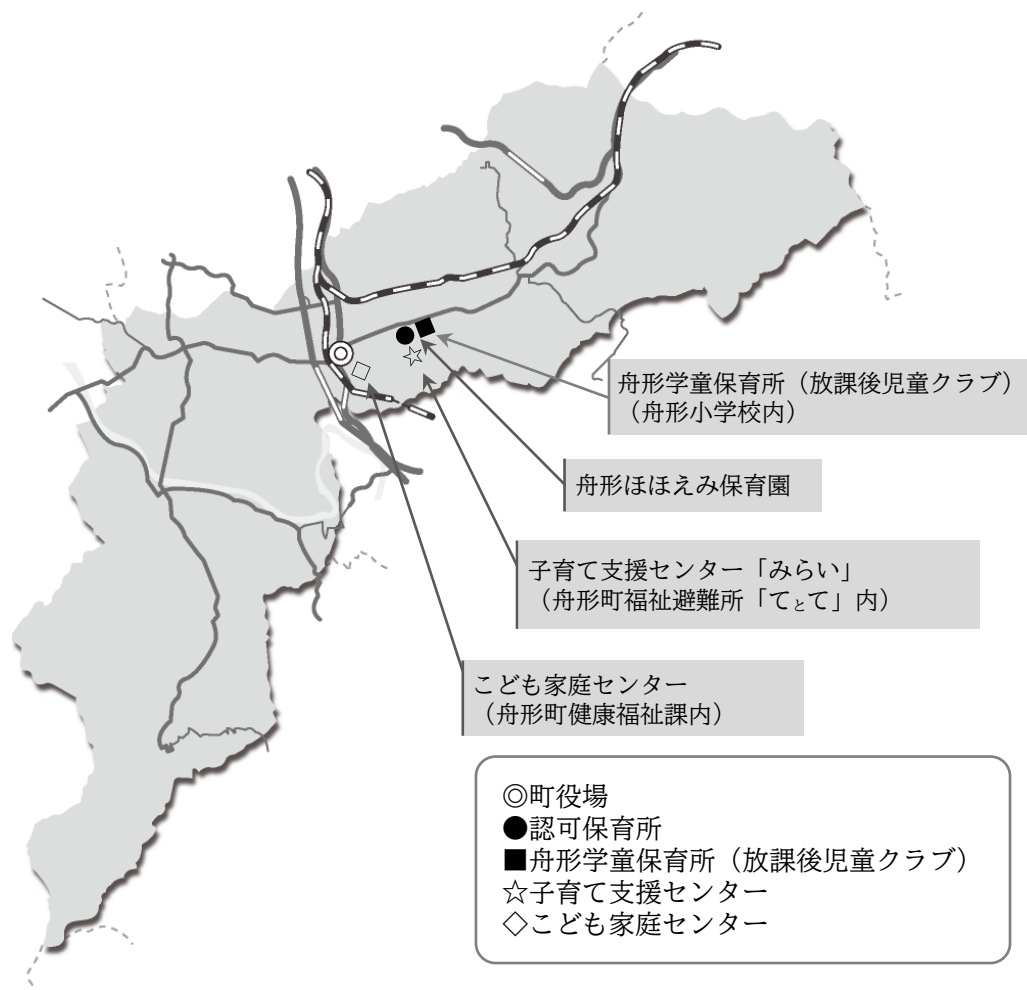
第4章 子ども・子育て支援の事業展開

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定する必要があります。本町では第1期から引き続き、町全域を1区域として設定します。

また、この区域設定は地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となります。

■町の子ども・子育て支援事業の関連施設の位置



2. 児童人口の推移・推計

(1) 人口の推移・推計

本町の子ども人口の推計結果については、0～5歳では令和6年の111人から令和11年に62人と、49人（44.1%）の減少が見込まれています。

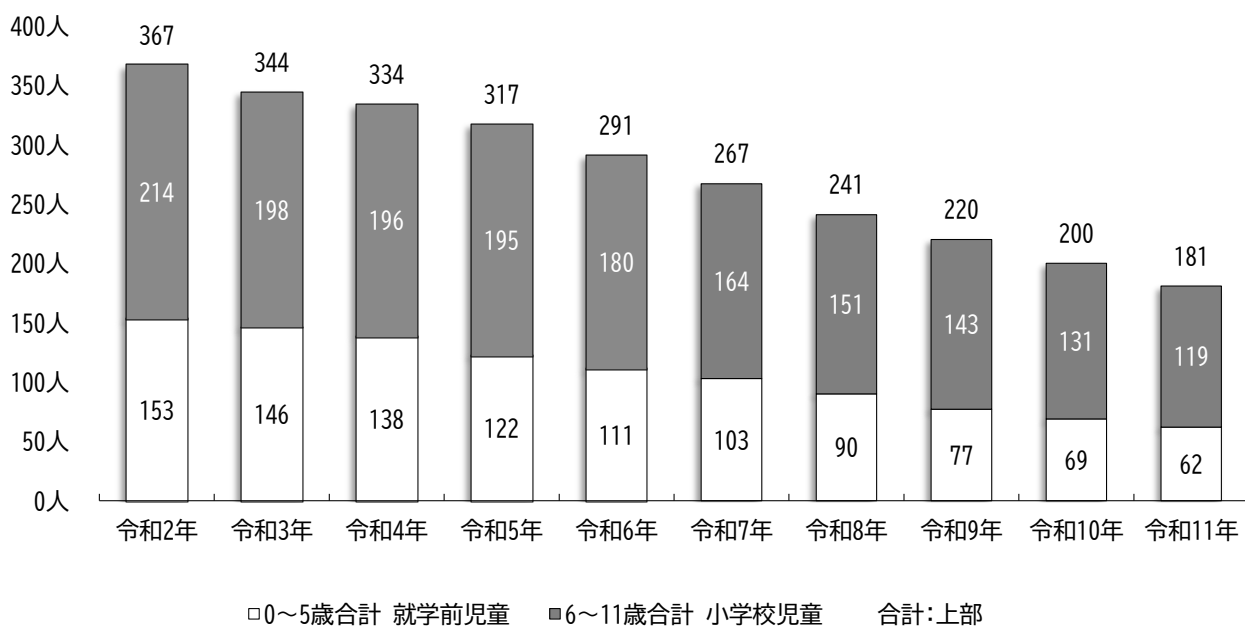
また、6～11歳においても、令和6年の180人から令和11年に119人と、61人（33.9%）の減少が見込まれています。

全体では、110人（37.8%）の減少が見込まれています。

■年少人口の人口推移(令和2～6年)・推計(令和7～11年)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	21	27	15	17	12	10	10	10	10	10
1歳	18	22	27	16	17	12	10	10	10	10
2歳	19	19	25	25	17	17	12	10	10	10
3歳	33	17	20	24	23	18	17	12	10	10
4歳	31	31	20	20	23	23	18	17	12	10
5歳	31	30	31	20	19	23	23	18	17	12
0～5計	153	146	138	122	111	103	90	77	69	62
6歳	37	31	31	30	20	19	23	23	18	17
7歳	34	37	31	31	29	19	19	23	23	18
8歳	33	33	38	31	31	29	19	19	23	23
9歳	31	32	32	38	31	30	29	19	19	23
10歳	36	31	33	32	37	31	30	29	19	19
11歳	43	34	31	33	32	36	31	30	29	19
6～11計	214	198	196	195	180	164	151	143	131	119
合計	367	344	334	317	291	267	241	220	200	181

資料：住民基本台帳の令和2年～令和6年の各年4月1日現在より推計



3. 教育・保育事業のニーズ量の見込み（総括）

（１）本町に居住する児童の教育・保育事業のニーズ量の見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

また、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

① 1号認定

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
町内施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		0	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	②－①		0	0	0	0	0
町外施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		0	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	②－①		0	0	0	0	0

② 2号認定

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
町内施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		64	54	47	42	40
	②確保量	施設型給付	120	120	120	120	120
		認可外（地方単独）	0	0	0	0	0
	②－①		56	66	73	78	80
町外施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		0	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	0	0	0	0	0
		認可外（地方単独）	0	0	0	0	0
	②－①		0	0	0	0	0

③ 3号認定

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
町内施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		41	38	30	30	30
	②確保量	施設型給付	50	50	50	50	50
		地域型保育給付	0	0	0	0	0
		認可外（地方単独）	0	0	0	0	0
	②－①		9	12	20	20	20
町外施設を利用	①量の見込み(必要利用者数)		2	0	0	0	0
	②確保量	施設型給付	0	0	0	0	0
		地域型保育給付	0	0	0	0	0
		認可外（地方単独）	2	0	0	0	0
	②－①		0	0	0	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	量の見込み(必要利用者数)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
一時預かり事業		10	10	10	10	10
1号 幼稚園の預かり保育	人日	0	0	0	0	0
2号 その他一時預かり		10	10	10	10	10
放課後児童クラブ		105	113	117	117	106
小学1～3年生	人	58	59	65	64	52
小学4～6年生		47	54	52	53	54
地域子育て支援拠点事業	人回	2,500	2,300	2,000	2,000	2,000
妊婦健康診査	人	210	210	210	210	210
乳児家庭全戸訪問事業	人	15	15	15	15	15
養育支援訪問事業	人	2	2	2	2	2
子育て短期支援事業		15	15	15	15	15
ショートステイ	人日	10	10	10	10	10
トワイライトステイ		5	5	5	5	5
ファミリー・サポート・センター事業	人日	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	35	35	35	35	35
病児・病後児保育事業	人日	4	4	4	4	4
妊婦等包括相談支援事業	回	50	50	50	50	50
産後ケア事業		6	6	6	6	6
ショートステイ型	人日	1	1	1	1	1
デイサービス型		3	3	3	3	3
アウトリーチ型		2	2	2	2	2

4. 教育・保育事業のニーズ量の見込み

(1) 教育施設（幼稚園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

現 状 と 課 題

- ・現在、町内に「幼稚園」はありません。
- ・ニーズ調査結果から今後利用を希望する定期的な教育・保育事業をみると、「幼稚園」は1.8%となっています。

量 の 見 込 み と 確 保 量

	推計（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
②確保量	0	0	0	0	0
町内施設	0	0	0	0	0
町外施設	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

確 保 方 策

- ・現在、本町に教育施設はありませんが、「舟形ほほえみ保育園」において教育委員会管理下で幼保一貫教育を実施しています。今後も同園において3～5歳児への教育・保育の充実を一層図ります。
- ・幼稚園への希望理由等を把握し、広域での連携も含めてニーズへの対応方法を検討します。

(2) 保育施設（認可保育所）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

さらに、地域型保育施設とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称であり、少人数単位で保育を行う事業です。

現状と課題

- ・保育園までの送迎バスを無料で運行しています。
- ・令和6年度より町保育園の保育料の無償化を行っています。また、町独自の「のびのび子育てサポート支援給付金事業」により、3～5歳児の副食費の無償化や0～2歳児の町外認可外保育園入所者の保育料負担軽減を行っています。
- ・保育業務を舟形町社会福祉協議会に委託し、人材の確保・育成に取り組んでいます。
- ・教育委員会管理のもとで、幼保一貫教育に取り組んでいます。
- ・就労ニーズの高まりにより、0～1歳児の保育ニーズが増加しており、更なる人材確保・育成等受け入れ態勢の再構築が求められています。

量の見込みと確保量

	推計（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	107	92	77	72	70
2号認定	64	54	47	42	40
3号認定	43	38	30	30	30
②確保量	172	170	170	170	170
町内施設	170	170	170	170	170
町外施設	2	0	0	0	0
②－①	65	78	93	98	100

確保方策

- ・未満児や障がい児等の受け入れを進めていくため、町と社会福祉協議会の連携を強化し、計画的な人材確保に引き続き取り組みます。

（3）認定こども園

認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設し、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、地域における子育て支援機能を備えた県の認定を受けた施設です。基本的に、幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

子ども・子育て支援新制度は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しており、国では認定こども園の普及を推進しています。

当町においては、現時点で、保育園の認定こども園への移行等は難しく、認定こども園がないことから、広域での連携も含めてニーズへの対応方法を検討します。

現状と課題

- ・利用実績はなく、ニーズ調査結果から今後利用を希望する定期的な教育・保育事業をみると、「認定こども園」は0.9%となっています。

量の見込みと確保量

	推計（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0
②確保量	0	0	0	0	0
町内施設	0	0	0	0	0
町外施設	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

- ・認定こども園への希望理由等を把握した上で、広域での連携も含めてニーズへの対応方法を検討します。

（４）小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。

現状と課題

- ・現在本町では、事業を実施していません。

確保方策

- ・今後の児童数の推移や需要の状況に応じて、事業実施を検討します。

（５）家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

現状と課題

- ・現在本町では、事業を実施していません。

確保方策

- ・今後の児童数の推移や需要の状況に応じて事業実施を検討します。

(6) 事業所内保育施設

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現 状 と 課 題

- ・現在本町では、事業を実施していません。

確 保 方 策

- ・今後は町内企業及び、近隣市町村での事業実施状況に応じて検討します。

(7) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

現 状 と 課 題

- ・現在本町では、事業を実施していません。

確 保 方 策

- ・今後の児童数の推移や需要の状況に応じて事業実施を検討します。

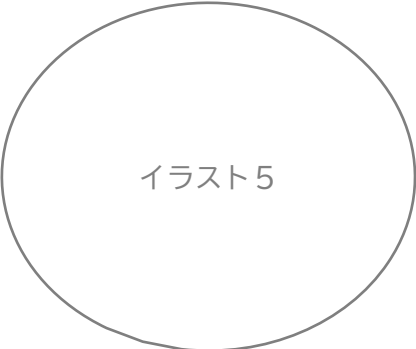


イラスト5

5. 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現 状 と 課 題

- ・健康福祉課において母子保健コーディネーター（保健師）1名を配置し、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施しています。
- ・ニーズ調査結果から、子育てに関する不安や悩みについて、就学前児童では「子どもの栄養や発育に関すること」、小学生では「子ども同士の友だち付き合いや子どもとの接し方に関すること」が最も多くなっています。

量 の 見 込 み と 確 保 量

	推計（か所）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
基本・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

確 保 方 策

- ・子育て家庭のライフスタイルや事業利用者の希望に応じた情報提供や相談・助言等が行えるよう、事業の利用向上を目指します。
- ・子どもの年齢や生活の状況に応じて、子育て家庭が抱える不安や悩みを把握し、必要な情報を的確に提供できるよう、事業の充実に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

- ・子育て支援センター「みらい」において、ふれあい育児の広場、遊びの広場、おはなし広場を実施し、乳幼児と保護者同士の交流を促進しています。
- ・令和3年4月から、新設された舟形町福祉避難所「てとて」内に子育て支援センター「みらい」が移転しました。より利用しやすい環境で子育て支援が可能となっています。
- ・保育園無償化により支援センター対象者が少なくなるので、事業内容の見直しが必要となってきます。
- ・ニーズ調査の自由意見をみると、「子育て支援センター(「てとて」内)が広く新しくなり、子どもたちがのびのび遊べるようになってとても嬉しい」「小さな子どもたちはとても楽しめるのだが、年長くらいの男の子だと少し物足りない」といった意見が挙げられています。
- ・子育て支援センター「みらい」において、子育てに対する相談対応や子育て関連情報の提供等を実施していますが、相談業務等の有資格者の確保が困難になっています。
- ・本町では、福祉避難所「てとて」内に子育て支援センター「みらい」があることにより、在宅で子育てを行っている家庭と保育所に通っている家庭が情報交換や交流する場となっています。

量の見込みと確保量

	推計（人回）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,500	2,300	2,000	2,000	2,000
②確保量	2,500	2,300	2,000	2,000	2,000
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

- ・子育て支援センター「みらい」の利用促進を図るためにも、本町で実施している子育て支援内容について周知します。
- ・保護者の不安・悩みの解消と子どもの遊び場の確保に向け、利用希望者の意見を反映させ、気軽に利用しやすい体制づくりを行うことで利用の向上を図ります。
- ・子育て支援センター「みらい」で実施している事業内容等の情報を、広報や健診受診時などの機会を活用して周知し、利用につなげることで子育て中の母子の孤立を防ぐよう努めます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- ・保健師が町内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

量の見込みと確保量

	推計（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保量	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

- ・事業の認知度向上に向け、子育て家庭に対する周知に努めます。
- ・行政と保健師、子育て支援センター等関係機関が連携・情報共有しながら、母子の心身の健康の維持・向上に取り組みます。

（４）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- ・乳児家庭全戸訪問事業と合わせ、養育支援が必要な家庭に対し保健師が指導・助言等を行っています。

量の見込みと確保量

	推計（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保量	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

- ・庁内関係課や子育て支援センターが連携し、必要に応じて関係機関へとつなげられる体制の強化に取り組めます。

（５）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現 状 と 課 題

- ・現在本町では、事業を実施していません。

量 の 見 込 み と 確 保 量

	推計（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保量	15	15	15	15	15
内 ショートステイ	10	10	10	10	10
内 トワイライトステイ	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

確 保 方 策

- ・子育て家庭のニーズに応じて、既存の施設、設備等を活用し、事業実施を検討します。

（6）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現 状 と 課 題

- ・1か月に10日間の利用を上限として乳幼児の預かりを実施しています。
- ・ニーズ調査結果から、子育てをする上で地域に期待することについて、就学前児童では「急用や緊急時に、子どもを預けあえること」が8.8%となっています。

量 の 見 込 み と 確 保 量

	推計（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
幼稚園の 預かり保育	0	0	0	0	0
その他の 一時預かり	10	10	10	10	10
②確保量	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

確 保 方 策

- ・保護者の就労形態の多様化や子育て家庭のニーズに応じて、事業の充実を図ります。

(7) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現 状 と 課 題

- ・現在、延長保育を月～金は7:00～8:30、16:30～19:00で実施しています。
- ・ニーズ調査結果から、母親のフルタイムでの就労が増加しており、また、保育料の無償化等により、未満児の入園希望が増えてきているため、時間外保育事業のニーズが高まることが考えられます。

量 の 見 込 み と 確 保 量

(年間実利用者)

	推計(人)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保量	35	35	35	35	35
②－①	0	0	0	0	0

確 保 方 策

- ・保護者の就労形態の多様化や幼児教育・保育の無償化等も踏まえ、子育て家庭のニーズに応じて、事業の充実を図ります。
- ・土・日・祝日の保育時間の拡大については、利用希望者の人数と保育士の確保等を考慮し、検討します。

(8) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。(病児・病後児対応型)

現 状 と 課 題

- ・平成29年度より新庄市内のNP0法人「こんぺいとう」に委託し、事業を実施しています。
- ・ニーズ調査結果から病児・病後児保育の利用意向をみると、「できれば、病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で21.0%、小学生で6.7%となっています。
- ・ニーズ調査の結果から、病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由は、就学前児童・小学生ともに「親が仕事を休んで対応する」(52.1%・44.0%)の割合が最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(37.5%・39.2%)、「利用料がかかる・高い」(18.8%・27.2%)となっています。

量の見込みと確保量

	推計（人日）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保量	4	4	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

- ・子どもの体調不良時に利用を希望する人が利用できるよう、事業の周知を図ります。
- ・保護者・利用者の意見やニーズを把握しながら、より利用しやすくなるよう、事業の充実に努めます。

（９）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を整備し、その健全な育成を図る事業です。本町では、“舟形学童保育”として、舟形小学校にて実施しています。

現状と課題

- ・ニーズ調査結果から放課後児童クラブの利用意向をみると、下学年時の利用希望が就学前児童で65.6%、小学生で61.8%となっており、上学年時の利用希望は就学前児童で34.4%、小学生で36.7%となっています。
- ・利用者に合わせた放課後児童指導員の資質向上と人材確保が必要となっています。
- ・放課後子ども教室と連携して事業を実施し、子どもの健全育成に取り組んでいます。

量の見込みと確保量

（年間実利用者）

	推計（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	105	113	117	117	106
1年生	19	23	23	18	11
2年生	17	19	23	23	18
3年生	22	17	19	23	23
4年生	18	22	17	19	23
5年生	19	18	22	17	19
6年生	10	14	13	17	12
②確保量	105	113	117	117	106
小学1～3年生	58	59	65	64	52
小学4～6年生	47	54	52	53	54
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

- ・保護者の共働きや就労形態の多様化等による利用ニーズの増加に対応していくため、事業の充実に努めます。
- ・子どもたちの放課後の安全確保に向け、放課後こども教室との連携を強化します。
- ・利用者に合わせた学童厚生員の資質向上と人材確保を進めます。

放課後子ども教室の確保量

	推計（延べ人数）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②確保量	300	300	300	300	300

※「新・放課後子ども総合プラン」において、市町村の行動計画等で「放課後子ども教室」の実施計画を記載することとされています。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- ・現在本町では、事業を実施していません。
- ・ニーズ調査結果をみると、充実してほしい町の子育て支援施策で「誰でも気軽に利用できる託児サービスが欲しい」が就学前児童で16.7%、小学生で7.1%となっています。

確保方策

- ・町単独での実施は難しいので、最上管内の連携で取り組めるよう検討します。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査や計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- ・妊娠届申請時に1人につき14回分の妊婦健康診査受診票に加え、その他3種の検査及び超音波の受診票を配付し、健康診査等を受診できるよう体制を整えています。
- ・毎月、医療機関から届く受診票から対象者を把握し、必要な人に対して電話相談や訪問指導等を行ったり、妊婦8ヶ月頃にアンケートを用いて面談等の関わりを行っています。

量の見込み

	推計（人回）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	210	210	210	210	210

確保方策

- ・厚生労働省の示している妊婦健康診査基準に基づいて実施します。
- ・妊婦健康診査を通して、妊婦が抱えている身体的・精神的負担を把握し、必要に応じて関係機関へとつなぐことができるよう、関係機関との連携を強化します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現状と課題

- ・現在本町では、事業を実施していません。

確保方策

- ・子育て家庭のニーズや幼児教育・保育の無償化を踏まえ、事業実施について検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現状と課題

- ・現在本町では、事業を実施していません。

確保方策

- ・子育て家庭のニーズや民間事業者の意向等も把握しながら、事業実施について検討を行います。

(14) こども家庭センター事業

これまで、子育て世代包括支援センターでは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行ってきました。

また、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を目指してきました。

国においては、これまでの母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター」の設置を努力義務としたところです。妊産婦や、こどもとその家庭が安心した生活を継続できるよう健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行うものであり、本町においては、令和6年4月1日に設置しました。

現 状 と 課 題

- ・平成28年度より、保健センターにおいて母子保健コーディネーター（保健師）1名を配置し、母子保健型の利用者支援事業を実施しました。令和6年4月よりこども家庭センターを設置し、統括支援員を配置し、こども家庭センターの利用者支援事業を実施しています。
- ・「育児プレスタート講座」「親子ふれあいベビーマッサージ講座」「産後ストレッチ講座」「ブックスタートフォローアップ講座」「離乳食教室」及び各相談事業を実施し、産前産後期間の育児の支援を行っています。

確 保 方 策

- ・ほほえみ保育園、子育て支援センター等と連携しながら、住民への事業の周知に取り組みます。
- ・多様化する子育て期の諸問題に適切に対応できるよう、専門性の高い人材育成・確保に努めます。
- ・月1回の調整会議など関係機関と連携・情報共有を行い、切れ目のない子育て支援に向け、相談支援や情報提供に取り組みます。

(15) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

現 状 と 課 題

必要な人に利用料金の補助を行い、安心して、子育てができるよう支援を行っています。

確 保 方 策

令和7年度からは医療機関でのショートステイ型を追加し、県の助産師会と契約して里帰り出産にも対応できるようにします。

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
ショートステイ型	1	1	1	1	1
デイサービス型	3	3	3	3	3
アウトリーチ型	2	2	2	2	2
計	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0

(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象。（支援を要するヤングケアラー含む）

訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する支援等を行う。

（例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等

- ・要保護児童対策地域協議会と情報を共有し、事業実施に向けて検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

(17) 児童育成支援拠点事業【新規事業】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童が対象。

児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。

（例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等。

- ・最上管内の自治体の連携を含め、今後事業実施に向け検討していきます。

(18) 親子関係形成支援事業【新規事業】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象。

親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。

（例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等

- ・要保護児童対策地域協議会と情報を共有し、事業実施に向けて検討します。

(19) 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】

妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施するものです。

母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努め、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と合わせて行うなどの連携に留意します。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ 量の見込み	50	50	50	50	50
④ 確保方策	50	50	50	50	50
②－①	0	0	0	0	0

(20) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規事業】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。

・令和8年度からの事業実施に向け、体制を整備していきます。

イラスト6

第5章 次世代育成支援施策の展開

1. 社会全体での子育ての支援

(1) 地域における子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

- ・核家族化や近所付き合いの希薄化等による子育て家庭の孤立を防ぐため、地域との協働による子育て支援の推進が求められています。
- ・子育て支援センターを中心に、親子のふれあいの場や子どもたち同士の交流の場を提供しています。
- ・放課後子ども教室や様々な交流・体験活動を通して、ふるさと学習や総合的な学習に取り組んでいます。
- ・令和3年4月から、新設された舟形町福祉避難所「てとて」内に子育て支援センター「みらい」が移転しました。より利用しやすい環境で子育て支援が可能となっています。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や、地域学校協働活動推進員が学校と地域住民をつなぐ活動により、学校と地域の連携・協働が進んでいます。

今後の方向性

- ・保護者の勤務形態の多様化に対応するため、関係機関との連携強化と地域人材の育成・体制強化を図り、地域全体での子育て支援ネットワークづくりに取り組みます。
- ・舟形小学校の空き教室を活用した学童保育の運営と体育・文化活動等の教室を提供し、放課後児童の安全確保と学習機会の充実に努めます。
- ・地域に伝わる自然や文化、歴史等を継承する「生涯学習」を推進し、地域を理解し大切にする心を育みます。
- ・放課後児童クラブ（学童保育）については、利用者に合わせた放課後児童支援員の資質向上と人材確保に努めます。
- ・コミュニティスクールや地域学校協働活動推進員の活用により、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていくとともに、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、さらなる連携・協力を促進します。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
地域における交流体験活動の推進	子育て支援センター事業	健康福祉課
	放課後児童クラブ（学童保育）	教育委員会
	放課後子ども教室	
	地域学校協働活動推進員の配置	
地域に学び、地域を愛する教育の充実	コミュニティスクールの推進	
	舟形若鮎太鼓の継承	
施策名	該当する取り組みや事業	担当課
地域に学び、地域を愛する教育の充実	児童交流事業	教育委員会
	・世田谷区の小学校	
	自然環境保全全体学習	
	生涯学習の小中連携・接続	

（２）子育てに関する情報の提供や相談体制の充実

現状と課題

- ・こども家庭センターや子育て支援センター等において、子育て家庭が抱える不安の解消に向けて、講座の開催や情報提供、相談支援等を行っています。
- ・家庭・地域・行政が連携し、子育てに関する各種研修会の開催や支援ケースの情報等を共有しています。

今後の方向性

- ・町広報紙や町ホームページ等様々な媒体を用いながら、子育てに関する情報発信を行います。
- ・子育てに関する研修会やケース会議を継続的に行いながら、保護者をはじめ子育てに関わる関係者の連携を強化し、町全体で子育て支援に取り組みます。
- ・近年の国際化に伴い、外国人家庭が抱える不安や悩みを解消するための情報提供に取り組みます。
- ・国においては、これまでの母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター」の設置を努力義務としたところです。妊産婦や、こどもとその家庭が安心した生活を継続できるよう健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行うものであり、当町においても令和6年4月1日に設置しました。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
子育てに関する情報の提供や相談体制の充実	こども家庭センター事業	健康福祉課
	子育て支援センター事業	

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
子育てに関する情報の提供や相談体制の充実	「舟形町の保健福祉サービス」の全戸配布	健康福祉課
	I C T の活用 母子手帳アプリめがみちゃん	
	子育てに関する取り組みを町広報紙等に掲載・「にこにこ通信」等	まちづくり課
	青少年育成町民会議	教育委員会
	家庭教育講演会	
	P T A 連絡協議会	

(3) 保育サービスの充実

現状と課題

- ・「舟形ほほえみ保育園」の運営を舟形町社会福祉協議会に委託し、ニーズに沿ったサービス提供に取り組むとともに、保育環境の整備が求められています。
- ・保育サービスの充実に向け、保護者へのアンケート調査を行い、意見やニーズの把握を行っています。

今後の方向性

- ・行政・民間・教育機関が連携し、保育サービスの適正規模による保育所運営に取り組めます。
- ・保育料の無償化により、未満児の入園希望が増えてきているため、受け入れ態勢の再構築に努めます。
- ・法改正による新規事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施していきます。
- ・保護者による評価制度を継続するとともに、計画的な保育士の確保や研修及び保育環境の整備、専門性を有する職員の配置等により、保育の質の向上を図ります。
- ・保・小連携による教育・保育の一体的提供の推進
幼児教育の充実を図り、より豊かな人格形成につなげるとともに、保育から学校教育へのスムーズな移行を図るため、保育園における教育の充実、保育園・小学校の連携した事業を実施していきます。多様化する保育ニーズへの対応と、サービスの質的向上、幼児教育の実施に向けて、保育士等の研修を充実させて専門的な能力を高め、子どもの発達に応じた適切な指導に結びつけていきます。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
保育サービスの充実	延長保育、未満児保育、障がい児保育等の実施	健康福祉課
	法改正による新規事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	
就学前教育の充実	羽陽学園短期大学との連携	教育委員会
	保育士等研修への支援	
	英語に親しむ活動の充実	
	小学校児童との交流会	
	遊具及び施設等の環境整備	
保・小連携による教育・保育の一体的提供の推進	研修の実施	健康福祉課 教育委員会
	保育園、小学校の交流事業	

(4) 子育て世帯の経済負担の軽減

現 状 と 課 題

- ・ニーズ調査の結果から、今後充実してほしい子育て支援としては、就学前児童は、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が32.5%で、3位となり、小学生児童は、「学校にかかる給食費・学用品費などの出費負担を軽減してほしい」が55.0%で、1位となっています。
- ・地域経済の状況や雇用情勢を考慮すると、地域の子育て家庭においては、依然として厳しい状況が続いていることが予想されます。

今 後 の 方 向 性

- ・これまで各種の経済施策を実施してきましたが、任意予防接種の無料化や保育園及び小中学校の学校用品購入費助成等を行い、引き続き経済負担の軽減を継続し、子育て家庭を支援していきます。

施 策 と 該 当 事 業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
経済的負担の軽減	子どもの医療費に対する支援 ・子育て支援医療 18歳まで無料	健康福祉課
	母子関係 ・すくすく赤ちゃん祝い金 ・妊婦のための支援給付金 ・出産支援給付金 ・インフルエンザ・おたふくかぜの予防接種無料化 ・産婦検診費用の助成 ・新生児聴覚検査費用助成	
	児童手当の制度改正（令和6年10月～）	
	保育に関する費用に対する支援 ・保育料の無償化 ・のびのび子育てサポート給付金事業	
	・新規入園児祝品報償（カバン・帽子） ※制服は令和7年度から廃止	教育委員会
	教育環境の支援 ・小学校体育着購入費補助金 ・中学校制服購入費補助金 ・小中学校副教材費購入事業	
	放課後児童クラブ利用料軽減事業	
民間・団体等の活動支援	おさがり会	P T A母親委員会 ほか

(5) 職業生活と家庭生活の両立の支援

現状と課題

- ・女性の就業率の上昇に伴い、働きながら子育てができる環境づくりを推進することが求められています。
- ・ニーズ調査結果から、育児休業を取得していない理由の上位の一つとして、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が30.0%、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.5%なっています。

今後の方向性

- ・労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国・県・関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。
- ・保護者の就労形態の多様化に対応するため、教育・保育サービスの充実や子育てに関するイベント等の開催日時を検討します。
- ・県と連携して女性の活躍促進やワーク・ライフ・バランス実践拡大に向けた取り組みを行います。
- ・利用者に合わせた学童厚生員の資質向上と人材確保に努めます。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
多様な働き方を目指した 子育て環境の充実	舟形ほほえみ保育園	健康福祉課
	放課後児童クラブ（学童保育）	教育委員会
	放課後子ども教室	
男女ともに活躍できる 環境づくり	「やまがたスマイル企業認定制度」への登録推進 「マザーズジョブサポート山形」を活用した女性の再就職支援	まちづくり課

イラスト7

2. 母性ならびに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

現 状 と 課 題

- ・ こども家庭センターを設置し、妊娠中の相談から産後の心身ケア、育児の相談等を行うとともに、子育て支援センターや専門機関と連携しながら、母子の健康増進に向けた支援に取り組んでいます。
- ・ 子どもたちが健やかに成長するために必要な食事や生活習慣に関する情報について、幼児期から思春期まで保護者も含めて提供していくことが重要です。

今 後 の 方 向 性

- ・ 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- ・ こども家庭センターの充実と関係機関との連携強化により、妊娠期から子育て期まで一人ひとりに寄り添った切れ目ない支援に取り組めます。

施 策 と 該 当 事 業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	こども家庭センター事業	健康福祉課
	子育て支援センター事業	
	母子相談	
	各種教室	
経済的負担の軽減	妊娠・出産の費用等に関する支援 ・ 妊婦健康診査 ・ すくすく赤ちゃん祝い金 ・ 妊婦のための支援給付金 ・ 出産支援給付事業 ・ 産婦健診費用助成事業 ・ 不妊治療費の一部助成	
	妊婦等包括相談支援事業 産後ケア事業	
法改正による新規事業の実施		

(2)「食育」の推進

現状と課題

- ・「食育」は健康づくりの上で最も基本であり、生涯にわたって健康で暮らしていくための「食育」が必要とされています。
- ・「舟形町食育・地産地消推進計画」に基づき、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着を通して、正しい生活習慣の確立を目指しています。
- ・保育所・小中学校・家庭・地域が連携した「食」に関する諸活動を通して、健康増進・地産地消・人間関係や郷土愛の形成に取り組んでいます。

今後の方向性

- ・乳幼児健診時に健康教室や離乳食教室等を開催し、発達段階に応じた情報提供を行います。
- ・食生活改善推進協議会や生産者等関係団体と連携し、地域の子どもや親子を対象に料理教室や地産地消の学習会を継続的に実施します。
- ・生産者との交流給食や、伝統野菜等を活かした特色のある、また、子どもたちの記憶に残る給食を提供し、地域の食文化を学び、郷土愛を育みます。
- ・町広報紙への掲載や地元食材を使用した本町出身のシェフのレシピの配布等を実施し、「食育」の周知啓発に取り組めます。
- ・「食」を通して、地域に学び、地域を愛する教育の充実を図ります。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
発達段階に応じた食に関する学習や体験活動の推進	母子保健事業	健康福祉課
	食生活改善推進事業	
	日本一のおいしい給食食育推進事業	教育委員会
	食と農の体験学習	農業振興課 健康福祉課 教育委員会

(3) 思春期保健対策の充実

現状と課題

- ・子どもの頃からの性に関する健全な意識の啓発に取り組むとともに、男女が協力し合う家庭を築いていくことや子どもを産み育てていくことの意義の啓発、健康づくりの情報提供が求められています。
- ・子どもの心身の健康づくりに向けて、「いのち」に関する学習機会の提供やスクールカウンセラーによる相談支援を行っています。

今後の方向性

- ・小中学校が連携して性教育のプログラムを見直し、小中学校における性の指導がより推進されていくよう努めます。
- ・学校において、児童の喫煙や飲酒、薬物乱用、情報モラル等の危険性に関する啓発活動が積極的に進められており、地域においても未成年期の喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に向けた相談、情報提供等地域の支援体制の充実に努めます。
- ・学校だけでなく地域・家庭との連携も強化し、子ども・保護者ともに相談しやすい体制の整備や周知啓発、専門機関の情報の収集・提供に取り組みます。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
思春期保健対策の充実	性に関する正しい知識の普及	教育委員会
	喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための啓発	
	こころの問題に関する相談支援体制の充実 ・スクールカウンセラーによる相談 ・子どもの状況の観察と教員全体の共有化	

(4) 小児医療の充実・小児救急医療の充実

現状と課題

- ・小児医療体制の充実は、安心して子どもを産み育てるための重要な課題です。町内に小児科専門の医療機関はありませんが、**町内**医院の協力を得ながら小児の診療や専門機関との連携を図り、小児医療の充実に取り組んでいます。
- ・住民のニーズの把握と県内の小児医療・救急医療体制の情報収集・提供に努める必要があります。

今後の方向性

- ・町独自で高校生までの医療保険該当分の医療費（外来・入院）の全額助成を継続的に実施します。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
子育て支援医療費の助成	子育て支援医療給付事業	健康福祉課

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次世代の親の育成

現 状 と 課 題

- ・町広報紙や子育てに関する講演会等を通して、子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くこと等、子どもを産み育てることの意義に関する意識啓発に取り組んでいます。
- ・父親の役割や育児参加に向けて、両親学級や妊娠・出生届時のリーフレットの配布等により、周知啓発を図っています。

今 後 の 方 向 性

- ・町広報紙や園だより等による子育てに関する情報提供を行い、親の子育て力の向上を図ります。
- ・世代に応じた研修機会の提供と参加意識の醸成を図り、家庭内で協力してより良い育児ができるよう、意識向上に取り組めます

施 策 と 該 当 事 業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
子どもを産み育てることの意義に関する教育	母子保健事業	健康福祉課
	こども家庭センター事業	
	子育て支援センター事業	

(2) 家庭や地域の教育力の向上

現 状 と 課 題

- ・子どもを地域社会全体で育てるという観点から学校・家庭・地域の連携の下、それぞれの立場で果たすべき役割を再認識し、地域の子育て力を高める支援を充実させることが求められています。
- ・ニーズ調査結果をみると、子育てをする上で地域に期待することについて、就学前児童と小学生ともに「事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配り合うこと」や「子どもの危険な行為やいたずらを注意し合えること」といった身近なコミュニケーションや見守りが多くなっています。

今 後 の 方 向 性

- ・乳幼児健診や就学時健診等の多くの保護者が集まる様々な場を活用し、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。
- ・地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員が中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援活動、放課後子ども教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備などの取り組みを通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図ります。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
家庭教育に関する学習機会や 情報提供の充実	乳幼児健診	健康福祉課
	就学時健診	教育委員会
学校・家庭・地域の連携協働 推進	学校・家庭・地域の連携協働推進事業	
	地域学校協働活動推進員	
	家庭教育講演会	
	放課後子ども教室	

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

- ・日常生活で得られる多くの情報の中で、子どもや保護者がメディアコントロール（メディアを適切に利用できる力）を身につけることが求められています。
- ・保育所・小中学校においてメディアに関するアンケート調査を実施し、その結果を保護者に提供し、子どもたちのメディアに関する利用実態を共有しています。

今後の方向性

- ・インターネットやSNS上の有害情報やいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、子どもが使用する際のフィルタリングソフトの活用等の普及促進を図る必要があります。
- ・普段からの教育・研修会を通じて、子どもたちと保護者がメディアに関する正しい情報を把握することで、メディアコントロールに対する理解促進を図ります。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
子どもを取り巻く有害環境対 策の推進	母子保健事業	健康福祉課
	学校保健委員会活動	教育委員会
	家庭教育講演会	
	メディアコントロール運動の推進	

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 住宅の整備と住宅確保に関する情報提供

現状と課題

- ・子育てを担う若い世代の定住を促すため、公共賃貸住宅の整備と情報提供に努めることが求められています。

今後の方向性

- ・若い世代を中心とする定住対策の一環として、子育て家庭のニーズを把握しながら、公共賃貸住宅の整備と住宅に関する情報提供を進めます。
- ・住宅の建築費用を補助し、子育て世帯の定着を図ります。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
公共賃貸住宅の整備	子育て支援住宅	地域整備課
定住環境の整備	在来工法木造住宅建築補助金（新築・リフォーム）	
	若者定住支援交付金	
	子育て支援交付金	

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

- ・地域・学校・各関係機関・団体が連携して、地域ぐるみの防犯体制を確立・強化し、安心安全なまちづくりを推進することが求められています。
- ・子どもたちの安全管理には保護者や保育者の安全対策の意識が重要であり、常に生活環境の危険防止に配慮することが求められています。
- ・交通安全意識を高めるため、継続した交通安全教室や広報・啓発活動を各関係機関と保育園、学校、地域が連携して推進することが求められています。

今後の方向性

- ・学校や地域等と連携しながら、登下校の危険箇所等の情報を共有し、子どもたちの安全確保に努めるとともに、警察や青少年育成町民会議、少年補導員等と連携・情報共有を行い、子どもたちの被害防止に努めます。
- ・少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援・保護者の子育て支援ならびに引きこもり等への対応のため、児童相談所・学校・保護司・各関係団体・地域等が連携することが重要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備を進めます。
- ・通学路・公共施設の防犯設備の改善と推進を図り、優良防犯機器等の広報・情報提供に努めます。
- ・関係機関と保育園や学校、警察、地域、自動車学校と連携し、体験型の交通安全教室を実施するとともに、パンフレットを配布し、子どもたちと保護者の交通安全に関する意識向上に取り組めます。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
地域安全運動の充実強化	地域安全キャラバン	住民税務課
	防犯広報	
子どもの被害防止活動の推進	防犯パトロール	
	子ども見守り活動	
少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	要保護児童対策地域協議会	健康福祉課
	民生児童委員協議会	教育委員会
	生徒指導連絡協議会	
	青少年非行防止「おはよう運動」	住民税務課
交通安全教育の実施	かもしかクラブ(幼児の交通安全教育等)	
	安協・母の会(交通安全教室等)	
通学路の安全確保の推進	危険ブロックの危険性の周知強化及びブロック塀等撤去費補助	地域整備課
	防犯設備の整備の推進	住民税務課

イラスト 8

5. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

現 状 と 課 題

- ・ 要保護児童対策地域協議会・保健所・児童相談所との連携を図り、主任児童委員や民生児童委員、保育所等の関係団体の情報収集や保護ケアの充実が必要です。
- ・ 小中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の心のケアに取り組んでいます。

今 後 の 方 向 性

- ・ 親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能や母子保健事業の強化を図ります。
- ・ 虐待の発生予防から早期発見・早期対応には、ネットワークの機能を活用することが効果的であることから、行政・各種関係団体と協力しながら、情報共有と見守り活動を進めます。
- ・ 地域における子どもの状況の把握と関係機関のパイプ役等、地域での子どもの育成に重要な役割を果たしている民生児童委員に対する情報提供や活動支援等を進めます。
- ・ 相談体制の周知を図るとともに、相談を受けた後に必要な支援へとつなげられる体制の強化に取り組めます。

施 策 と 該 当 事 業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
総合的な親と子のこころの健康づくり	こども家庭センター事業	健康福祉課
	子育て支援センター事業	
	スクールカウンセラーの配置	教育委員会
児童虐待防止ネットワーク機能の活性化	要保護児童対策地域協議会	健康福祉課
	民生児童委員協議会	
法改正による新規事業の実施の検討	子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業	健康福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立への支援

現 状 と 課 題

- ・ 母子家庭が増加傾向となっており、県や民生児童委員協議会等の関係団体と連携し、支援の充実に向けた検討が必要となっています。
- ・ こども家庭センターや保健師・福祉担当が情報収集し、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援に取り組んでいます。

今後の方向性

- ・各種関係機関での情報の収集・共有により、支援を必要としている家庭を把握し、適切な支援の提供に取り組みます。
- ・県において設置されている母子相談員と町が連携をとり、児童扶養手当、福祉貸付資金、就業支援事業等の経済的支援ならびに子育て支援に関する情報提供と相談の充実を図ります。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
自立支援のための相談・情報提供の充実	母子福祉事業	健康福祉課
	こども家庭センター事業	
	民生児童委員協議会	
自立支援のための経済的支援	児童扶養手当	
	ひとり親家庭生活応援給付金	
	母子父子寡婦福祉資金	
	ひとり親医療証	
	家庭児童・母子相談	
	就学援助	教育委員会

(3) 障がい児支援施策の充実

現状と課題

- ・乳幼児健診の充実と健診後のフォロー体制の強化により、障がいの早期発見・早期療育を進めています。
- ・障がいのある子どものいる家庭への生活支援・経済的支援に取り組んでいます。
- ・専門的な立場からの適切な医療や助言等関係機関と連携し、支援体制の確立を図ることが重要です。
- ・ニーズ調査の自由意見をみると、「発達障がいなどの知識を持った人が保育園や健康福祉課にいてくれると良いと思う」という意見がありました。

今後の方向性

- ・児童相談所や子ども医療療育訓練センターなどの専門機関と連携し、特別児童扶養手当や障がいに応じた福祉・教育等の支援の強化を図ります。
- ・一人ひとりの特性に応じた効果的、継続的な療育を行うため、関係機関との連携を強化します。
- ・「舟形町障がい児福祉計画」に則して、全ての子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児期から学校卒業、就労にいたるまで一貫した支援を提供する体制の構築に取り組めます。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
療育体制の充実・強化	障がい者自立支援制度	健康福祉課
	乳幼児健診の充実とフォロー体制の強化	
	障害児福祉手当	
	教育支援委員会	教育委員会
	特別支援教育就学奨励費	

(4) 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

- ・生活保護世帯や生活困窮者世帯等、経済的困難を抱える家庭の自立を支援するとともに、誰もが安心して子育てができるように、それぞれの家庭に適した支援の実施や経済的支援が求められています。
- ・庁内での情報共有に努め、必要な制度へと確実につなぐことが重要です。

今後の方向性

- ・保護者への経済的支援に取り組むとともに、自立に向けた相談支援や子どもたちの居場所づくりに取り組みます。
- ・切れ目のない支援を行うため、関係機関の連携強化・情報共有に努めます。

施策と該当事業

施策名	該当する取り組みや事業	担当課
子どもの貧困対策の推進	生活困窮者自立支援事業	健康福祉課
	子育て世代包括支援センター事業	
	要保護児童対策協議会	
経済的負担の軽減	子どもの医療費に対する支援	
	ひとり親家庭への支援	
	保育に関する費用に対する支援	

第6章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て支援事業計画の普及・啓発

本計画は、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つことができ、男女が互いに尊重し合い・助け合いながら、安心して子育てができる環境づくりを目指すと同時に、地域全体による子育て支援を目指すものです。

本町では本計画に対する町民の主体的・積極的な取り組みを推進するために、本計画に関する情報や実施状況について、広報紙や町のホームページ等でわかりやすく周知し、町民への浸透を図ります。

2. 住民参画による計画の推進

本計画を円滑に推進するためには行政機関の取り組みだけでなく、町民の理解と協力が欠かせないものとなっています。町広報紙や町のホームページ等を用いた広報活動によって、町民と情報を共有し、子どもを含む町民から広く意見や提言を得られる環境づくりに努め、町民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

3. 庁内計画推進体制の整備

本計画の推進には、健康福祉課をはじめ庁内のさまざまな部門が関係しており、長期にわたり集中的・計画的な取り組みが必要となります。さらに、本計画の進捗状況を点検して5年後の最終年度には目標が達成できるよう、各部門間の連携を強化し、継続的に施策や事業の実施状況を把握し評価します。

第3期舟形町子ども・子育て支援事業計画

発 行：令和7年3月／舟形町健康福祉課

〒999-4601 山形県最上郡舟形町舟形 263 番地

TEL：0233-32-0717 FAX：0233-32-2117